

平成24年 第1回定例会

1 議事日程

3月13日（火曜日）午前10時開会

第2号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問 1 出村 博 議員－中学校武道・ダンスの必修化について 2 大西米明 議員－(1)土幌高原の知名度向上対策について (2)学校給食の安全・安心について 3 細井文次 議員－震災がれきの受け入れについて 4 中村 貢 議員－(1)小規模多機能型居宅介護施設及び地域 共生型交流施設について (2)「孤立死」対策について 5 清水秀雄 議員－2012年度予算の執行について 6 飯島 勝 議員－土幌町の機構について 7 和田鶴三 議員－防災対策について 8 服部悦朗 議員－地域交流サロンについて

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	大風 昭次		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘

建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	柳谷 善弘
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	成瀬 英二		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	植田 廣幸	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、中村貢議員及び10番、和田鶴三議員を指名いたします。</p>
2	出村議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>それでは、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、出村寛議員、中学校武道、ダンスの必修化について教育委員長に質問を行います。出村議員。</p> <p>おはようございます。東日本大震災からちょうど1年が過ぎましたけれども、まだ3,000人以上の行方不明者がおります。一日も早く見つかかり、また一日も早く復興、復旧を願うところであります。</p> <p>それでは、中学校武道、ダンスの必修化についてお伺いいたします。新しい中学校学習指導要領の完全実施に伴い、平成24年度から中学1年生、2年生で武道、ダンスが必修化されますが、土幌町中央中学校は武道では柔道、剣道、相撲のうちどの種目の選択を予定しているのか、あわせて平成20年度からの移行期間にどのような取り組みをしてきたのか、教育委員長にお伺いいたします。</p>
	加納議長	<p>答弁をお願いします。教育委員長、登壇願います。</p>
	力石教育委員長	<p>出村議員の質問にお答えいたします。</p> <p>中学校では、平成24年度から新しい学習指導要領に基づく教育課程が実施されますが、その中で保健体育の授業においては1年生、2年生で新たに武道とダンスが必修になります。武道では、柔道、剣道、</p>

相撲のいずれかを選択することとなっております、その指導時数は年間12時間程度となっております。土幌町中央中学校では、新学習指導要領が告示されて以来、早い時期から武道については何を選択するか、選択した種目については本格的な実施に向けてどんな準備が必要かという視点から校内で協議を進めてまいりましたが、最終的に柔道を選択し、必修でない3年生についても選択種目として柔道に取り組むことを決めたところでございます。中央中が柔道を選択した理由についてであります、校内に柔道有段者の体育教師がいること、外部から指導者を確保しやすいこと、剣道にも同様に外部指導者を確保しやすい状況はありますが、防具などをそろえるのに価格の面で剣道は容易でないこと、また相撲については身近に専門的な技能を持った指導者がいないことと男女合同の授業形態を組む場合、女子にはそぐわない種目と考えられることなどが中央中が柔道に取り組むことを決めた主な理由であると伺っております。

次に、移行期間における柔道の実施に向けた具体的な取り組みであります、中央中は武道必修化に関する研修に体育教師を派遣し、武道の指導のねらいと内容について十分な研修を受けるとともに、それを年間指導計画に反映するように努めてきました。また、今年度は武道の授業の先行実施という形で3年生が総合研修センター武道館において柔道の授業を4時間行っており、今後も同施設を利用して授業を行うこととしています。さらに、中央中と教育委員会の連携という点で、授業中の事故を防止する視点から複数の指導体制で授業に臨むために、全国柔道連盟や警察署などの外部指導者に関する人材派遣について委員会から学校へ細やかな情報提供を行ってきたところで、柔道の授業実施に係る経費について移行期間中に必要な予算措置を講じて柔道着を購入するなど、本格実施に備えてきたところでございます。

以上申し上げ、出村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
出村議員

再質問があれば許します。6番、出村議員。

道内では、約7割の中学校が柔道を選択される見込みで、女子にも取り込みやすく、用具も安価にて準備できるためだそうです。保健体育において武道を必修化されたことは、武道の伝統的な考えを理解し、体力を向上させることがねらいであり、種目の選択などは各学校にゆだねられております。本町では、柔道を選択された理由は、答弁にもありましたように、柔道には有段者がおり、そういう教師がいて、また取り組みやすく、価格面も安価だということの理由だそうですけれども、柔道着についてお伺いいたしますけれども、それは既にもう購入されているということなのでしょうけれども、それは1学年、2学年、男女合わせて何人いて、何着購入されたのか、またそれは町費で賄っておるのか、また生徒の一部か何か実費があるのかどうかお伺い

	いたします。
加納議長 柳 谷 教育課長	答弁お願いします。委員長から指名してください。教育課長。 教育課長、柳谷からお答えいたします。 中央中の生徒数163名でございまして、70着を用意いたしました。 すべて町費でございます。
加納議長 出村議員	再質問ございますか。6番、出村議員。 1学年、2学年が男女163名いて、70着ということなのですね。ということは、半分以上が足りない。全員ではないのですね、支給は。ということは、使い回しというのか、そういうことなのだと思うのですけれども、当然柔道着着てそういった競技の練習だとかするというのは汗などを恐らくかくと思うのですけれども、その日に終わった後洗濯してというならまだわかるのですけれども、恐らくまた次の日も使うとなると当然汗だとか何かというのは乾かないと思うのです。そういった面で生徒が嫌がったり、衛生上に問題がないのかどうかお伺いいたします。
加納議長 柳 谷 教育課長	教育課長。 教育課長、柳谷からお答えいたします。 使っていただいた柔道着は、各家庭に戻しまして、そして洗濯してまた学校に持ってくるというようなやり方で今までやってございます。
加納議長 出村議員	よろしいですか。次、質問ありますか。出村議員。 今の答弁なのですけれども、例えば1学年が使って次の日が2学年だとか、同じ日に1学年、2学年が使うということはまずない、それははないのですね。
加納議長 笠谷教育 委員会 参 事	教育委員会参事、お願いします。 お答えをいたします。 中央中学校の指導計画によりますと、各学年12時間程度の時数を予定しているのですけれども、それぞれ時期を変えて各学年ごとに実施をするということでございます。1年生が終わりましたら、ある一定の期間を置いて2年生、さらに時期を変えて3年生、このような形で実施をするというふうに伺っております。
加納議長 出村議員	以上です。 再質問あれば。出村議員。 指導に当たっては、競技を主流として行うと思えますけれども、武道必修化のねらいとして武道の伝統的な文化などもあわせて教育していかなければならないと思えますけれども、保健体育の武道に費やす時間は年間約12時間程度ということで、1学年、2学年合わせて24時間くらいと、そういった答弁の中で聞いておりますけれども、柔道を短時間、24時間ぐらいで本当に教えられるのか。私も過去においては中学校と高校で柔道、剣道、相撲の経験がありますけれども、柔道に

おいては準備、柔軟運動、受け身程度だけでも20時間以上もかかって練習した記憶があります。これは、私の覚えが悪くて20時間以上もかかったこともあるかもしれないですけども。まず、柔道に精通した、これから2年間、24時間くらいで教えられる指導者または教員の確保が十分にできているのか、また指導者において全国柔道連盟や警察署などの外部指導者の協力をいただきながら指導に当たるということなのでしょうか、これをお聞きます。

加納議長
力石教育
委員長

答弁、教育委員長。

お答えいたします。

今出村議員が言われました指摘、確かに年間12時間程度で2年間やったとしても柔道の本当の真髄に触れることはなかなか難しいかと思えます。ただ、武道においては礼節を重んじる、礼に始まって礼に終わるという言葉でよく言われますけれども、とにかく始めと終わりにきちっとした礼、その最後には必ず指導者が一言教訓、学びを終えた後の一つの感想といいですか、子供たちに教訓の礼に関する話をされると思えます。そういうことを通じて礼節を重んじる精神を、心を培うということはこの2年間の、プラス3年生のときに選択科目でやればもっと時数はふえますので、子供たちにそういう心が育つことは期待できると思えます。それと、もう一つ、私も小学校のとき1年間、あと高校のときに剣道をやっていた関係で柔道同好会と部室が一緒だったので、柔道の練習もつき合わされまして経験しましたけれども、ほとんど受け身ばかりやった記憶がございます。要するにかなりの間受け身を練習させられまして、その積み重ねをして柔道のいわゆる投げたり投げられたりができるようにはなりましたけれども、私の記憶としても受け身中心の練習をさせられたと思っております。やはり安全面を考えれば、受け身をまず十分やるというので時数のかなりの部分が受け身に費やされますけれども、私はこの受け身を習うということも非常に大切なものだと思いますし、結構楽しかった、投げられても、投げられるということ自体、相手の投げる呼吸に合わせて投げられ、きれいな受け身をするということも私としては楽しかった記憶がございますので、授業の中で子供たちは柔道のおもしろさを少しでも感じ、それがきっかけとなって部活動とかに広がっていけばいいのではないかと、私自身はそういうきっかけづくりに授業が一つのものになってくれればという期待も込めて考えております。おっしゃるとおり、柔道の真髄に近づくには時数は不十分だと思っております。

加納議長
出村議員

再質問ありますか。6番、出村議員。

外部指導者についてお伺いするのですけれども、全国柔道連盟だとか警察署などからの指導者を依頼するというのか、授業に当たってもらうというのか、そういうことなのですか。それで、警察署の方が勤務中に学校の授業の科目に合わせて実際来れるのかどうか、例えば

加納議長
笠谷教育
委員会
参事

柔道連盟の人も仕事を持っている人も中にはいると思うのですが、そういう人方も勤務中に柔道の保健体育の時間に合わせて来れるのかどうかお伺いいたします。

教育委員会参事。

お答えをさせていただきます。

新しい学習指導要領に示されている柔道の中身、内容を習得させるには担任である体育教師だけではなかなか難しいという状況はあろうかと予想されるところでございます。したがって、外部からの指導者を依頼して複数の体制で生徒の指導に当たるとということが重要であるということから、全日本柔道連盟からも警察署からも外部の指導者を申請があれば派遣しますよという、そうした答えがあります。警察署については、警察署OBの方を派遣するというのを伺っております。なかなか現役の方がというのは議員おっしゃるように難しいと思いますけれども、OBの方を派遣していただくというような措置を講じていると、考えているという、そういうことを伺っております。恐らく全日本柔道連盟からの派遣者についてもそのような形で考慮されるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

加納議長
出村議員

再質問。出村議員。

わかりました。

今回の質問で保護者の皆さん方が一番心配な事故などについてお伺いいたします。今年度から必修化される武道のうち、特に柔道には練習中または試合中における事故の懸念があります。平成20年度からの移行期間中、武道のうち柔道を選択された場合、多くの保護者、指導者、教育関係者からの心配、不安の声などがマスコミなどにより報道されております。中学、高校で柔道中の事故で死亡した生徒は、この28年間で114人もいて、死亡事故の半分以上は1年生で初心者に多いようです。また、後遺症が残る事故は、275件あったうち3割は授業中であり、柔道はほかのスポーツに比べ非常に事故が多いスポーツと言えると思います。ここにコピーしたものがあつたのですが、皆さんに配付すればよかったのですが、これは全国柔道事故被害者の会で文部科学大臣あてに要望書なので、ここにグラフがかかっているのですが、中学校における柔道の死亡確率ということでこういうふうにかかっているのですが、突出的にこの赤い、これが柔道なので、依然としてかなり事故率が高いということがこのグラフでわかると思うのですが、こういう事故率が高いということで、柔道人口が日本の3倍の約60万人と言われるフランスでは2005年以降18歳以下の死亡率はゼロであります。指導者には厳しい資格審査があり、審査をクリアできないと指導ができないという安全への考えが共有されている国であります。そこで、本

加納議長 力石教育 委員 長	町においては柔道の安全対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。
	教育委員長。
	基本的な考えを述べさせていただき、あと詳しいことにつきましては参事のほうに説明をしていただきます。
	この武道の実施につきまして、私たち教育委員会としても安全を第一として取り組むということを基本に、外部指導者を頼むということにつきましても安全面という面を考えた上で外部指導者というものの力をかりたいという思いが強くなります。そういうことで、とにかく万全を期して安全に対してきちとした形で取り組めるように考えておりますし、先ほど私が言いましたけれども、まず受け身をきちとやるということをやった次のステップにいくとかいうことも、やはりそういうことは教師が研修の中で習っていることでございますけれども、そういう安全面を第一とした授業を実施することを委員会として学校とも連携とりながら話し合っております。
	詳しいことは、参事のほうから答えさせていただきます。
加納議長 笠谷教育 委員 会 参 事	教育委員会参事。
	お答えをいたします。
	授業における事故等については、絶対にあってはならないことでありまして、その事故防止のために万全を期すというのは当然のことです。現在のところ考えられていることが幾つかございますので、そのことをお伝えを申し上げたいというふうに思います。まずは、指導者が安全の高い意識を持って指導に当たるということから、体育教師を中心とした指導に当たる教師の研修ということが具体的に考えられておまして、平成23年度、今年度から来年度にかけて体育教師全員にその研修が義務づけられていると、そのような形になっております。中央中学校におきましても、今年度1名の体育教師が柔道にかかわる研修に既に参加をしております。また、来年度も参加をする予定になっているということを聞いております。それから、これもあってはならないことですが、事故がもし授業中に起こったというのを想定した危機管理マニュアルというものを学校のほうでは綿密に立てて、その対応を十分考えているということも伺っております。今のところは、そういったことを考えて臨もうとしていると伺っております。
	以上でございます。
加納議長 出村議員	再質問ございますか。出村議員。
	いずれにしても、事故は絶対ないように、その辺は万全を尽くして指導に当たっていただきたいと思います。
	以上で質問終わります。
加納議長	以上で出村寛議員の質問を終了いたします。

大西議員 質問順位 2 番、大西米明議員、土幌高原の知名度向上対策について町長に質問を行います。11番、大西議員。

加納議長 おはようございます。まず初めに、議長と議運の委員長と協議させていただきます。

加納議長 暫時休憩させていただきます。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

加納議長 それでは、休憩を解きます。

大西議員 それでは、町長に対しまして土幌高原の知名度向上対策についてお伺いをいたします。

北十勝 4 町の中で一番観光資源の少ない土幌町にあって、唯一の観光資源は土幌高原だと思います。眺望は十勝一であるにもかかわらず、観光客の入り込みが少ないのが現実で、その対策として土幌高原を全国的に知名度の高い十勝の文字を頭につけ、十勝土幌高原もしくは十勝高原に地名を変更してはどうか、町長の考え方をお伺いいたします。

加納議長 答弁をお願いします。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

大西議員から土幌高原の知名度向上対策ということですが、本町はこれまで景観については土幌高原ヌプカの里、温泉については道の駅しほろ温泉、それから食については道の駅ピア21しほろと本町の観光については景観、温泉、食、この 3 つをテーマとして観光の P R を行ってきたところでありますけれども、ただいま大西議員から指摘のあったとおり、北十勝 4 町の中にあつて本町についてはいわゆる風光明媚な名勝地と言われるような観光資源が少ない町であります。土幌高原からの十勝平野の眺望や夜景、満点の星々については深呼吸の丘と称されるほど、道内外から来られるお客様からも高い評価がされているところであります。土幌高原ヌプカの里への観光客の入り込みの状況でありますけれども、平成 18 年度までは約 1 万 2,000 人程度だったわけでありますけれども、平成 19 年度にあつては指定管理者制度ができて指定管理者として株式会社佐藤土建に指定管理者になっていただいて、佐藤土建の努力、それからシーニックカフェという、そういう指定を受けたという効果もありまして、これまでの 3 倍の 3 万 6,000 人にまで増加をしたところであります。しかしながら、その後は全体的な経済の動向の影響も受けて毎年減少傾向にあるところであり、平成 22 年度においては 3 万人程度となっているところであります。今後においてでありますけれども、さまざまな P R 活動やサービスの向上に取り組んでいただくとともに、町としてもこれまで議会と協議

をさせていただいたところでありますけれども、その支援を行ってまいる所存であります。大西議員からは、十勝の文字をつけて名称変更についてというお話があったところでありますけれども、このことについては今後観光協会初めとする関係の皆さんの意見も伺いながら、名称変更することがどうかという議論をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があればお願いいたします。11番、大西議員。

今回の質問なぜしたかということ、昨年の秋の道東道の開通にあわせてマスコミが札幌周辺で十勝の観光地のどこに行きたいかというようなアンケートをとったわけでありますが、士幌についてはもう皆無というぐらいに何も出てこなかったと、間違っって熱気球と、上士幌と間違っったのがあるぐらいなもので、そしてまた今町もきたとかち満喫号ということで60万円の予算で4町で観光客を士幌町、上士幌、鹿追、音更町に呼び込むということで夏と冬の事業をやっているわけですが、なかなか士幌町については夏はゼロ、冬については2泊3日ですから2名の方が2泊したというだけの実績であります。ということは、やはり知名度、士幌町の観光の知名度が少ないのではないのか。13年前に士幌高原道路をつくるために、それまでは一生懸命士幌高原道路にいろんな事業をやってPRをしてきました。ただ、時のアセスの名のもとに一刀両断にその士幌高原道路が中止になったと、それから何か士幌高原にはもう町も、民間もそうなのでしょうが、PRをしなくなってきたように、私はそんな傾向だなというふうに見ております。その中で指定管理者になってから、佐藤土建が指定管理者を受けてからはいろいろ努力していただいて3倍の観光客が入り込んできたということでもありますし、それもだんだんじり貧できているわけです。それで、これからも町はいろいろ支援はしていくという話でありますけれども、今の答弁でありますけれども、それは少なくとも指定管理者の事業に対して支援をしていくということで、士幌高原だけでなくもいいですけれども、ああいう周辺についてのこれから知名度を上げていくための対策が何か町で考えがあるなら、まずお聞きします。

加納議長
小林町長

答弁をお願いします。町長。

それでは、大西議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

道東道が開通をして十勝川を中心に入り込みがふえているという、そういう状況でありますけれども、さらには北十勝4町でバスを走らせているのだけれども、なかなかベリオーレ、緑風も使っていないという、そういう実態があるのでありますけれども、そういう面では道東道が開通したことによって十勝の観光も大きく変わっていくということなのだろうと思っておりますけれども、士幌高原のヌプカの里に

については、1つは先ほど言ったように眺望ということとあわせて、あそこは大雪国立公園と、それから十勝の農業地帯の接点という、そういう面では体験という意味でも大きなウエートを持っているということでもありますけれども、今後1つはこれまで議会としたとおり経営について支援をしていくということでもありますけれども、指定管理をしている佐藤土建とも協議をしながら、少し戦略的に売り出していき、PRをしていくということを町としても取り組みを今後していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

せっかくの機会ですから、こういう不景気の時代だし、暗い世の中ですから、少し夢のある話をしていかないとだめなのかなと思って今回質問させていただきました。先人はすごかったなと今つくづく思っていますのは、さきの飯島町長はあそこに高原道路をつくろうと、町道でありながら向こうに行けば、然別のほうについては鹿追町の町道を土幌からつくっていきこう、それでは町道では無理だから、今度はそこは道道にして、あそこに道路をつくろうという壮大な夢を語って、なかなか実現はできませんでしたが、ある程度一時はつくかなというところまで来ていました。また、後の飯島町長は、あそこに道路がだめならロープウエーをつくったらどうなのだという話、然別と土幌高原を往復できるようなということで、今北海道のロープウエーといえは登別のクマ牧場ですか、あそこが経営しているところにいろいろ模索した話もありますけれども、町長もそれにかかわっていたから、そういうのは全部知っているのだと思います。ぜひ町民に、すごいな、夢を与えるような事業にして、ああいうのはしていただきたいと思うのです、私どもも。

今回名前、それこそ先にどこかにとられないように、十勝という名前は本当に全国的に知名度も高いですし、大手食品会社でも食品の名前の上に十勝をつけている、そういう食品もいっぱいありますので、ぜひそういうちょっと変わった考え方でいってもらったらどうなのか。答弁書にもあるように、見晴らし、景観は十勝一というのは私は自負していますし、夜の満天の星、それから夜景、それは函館だとかなんとかみたくワンポイントでぽんと見るわけではありません。十勝じゅう全部の、音更から帯広全部の夜景が見えるわけです。昔100万ドルの夜景とよく言いましたけれども、あのときの100万ドルの夜景は1ドル360円の時ですから、今は80円ですから大体4分の1です。だから、100万ドルの夜景ぐらいは今名乗っても何ら人から文句言われるものではないのだと思いますけれども、その辺は冗談ですけども、それにしてもそのぐらいに売り出せる高原だと私は思っています。

それで、今回の朝日を見るときに商工会の青年部があそこに簡易的なものですが、野天ぶろなんかをつくってそういう催しをやったとお

聞きしています。それで、私なんかもあそこに温泉掘れないのか、温泉が掘れないのならあそこに足湯だけでもできないのか、お湯は緑風荘から運んで、冷えたらバイオガスの熱で、太陽光でもいいし、そういうもので沸かして、あそこから夜でも足湯につかりながら夜景を見るのは最高なのだろうなと私は思います。ですから、それほどお金のかかる話ではない。また、こういう話をすると、ああいう国立公園内だからあれもだめだ、これもだめだ、役場の職員はどうしてもだめな理由をいっばいつくるのが好きですから、ぜひ前向きにこれをやるためにどうしたらいいのだ、これをクリアして行って、先代の飯島さんがあそこに高原道路をつくると言ったときに、町道を道道に変えてなんて、多分今の職員にその話をしたら、そんなもの、町道を高原道路になんかつくれないよで終わってしまうのだと思うのです。だから、町民に少しでも夢を与えて、あそこに観光客の入り込みを多くして、またそれが人が入ることによってまた土幌の商店街だとか経済のプラスになっていくのだと思うのです。だから、話題をつくれれば人が集まってくるのだと思うのです。だから、シーニックカフェになってからも3倍の客が入り込んだように、それをまたじり貧になっているやつを何かをやりながら、それをまたプラスに、それ以上4万、5万に伸ばしていくためには何かやっていかないと、私は話題づくりをしていかないとならないのだと思うのです。それで、町長もどうですか、温泉を掘るとか、足湯にするとかということはおもしろい話なのですけれども、町としてどう思いますか。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。

私も14年前まで土幌高原道路の直接の担当としてかかわったということで、14年ぶりに土幌高原道路の議論が出るというのは大変懐かしく思いながらお聞かせをしていただいたところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、今回道東道ができたという中では、当時から地域の災害防止とあわせて十勝エリアの観光対策として大きな役割を果たすというふうに言っていたのですけれども、今道東道ができてみて改めて然別観光、あるいは糠平観光もあわせて十勝の観光に大きく寄与するのだろうというふうに思うところではありますが、そういう面で改めて残念だなという思いをするわけでありますけれども、ただあそこは先ほど申し上げましたとおり眺望だとか、国立公園と農業が接点するということも含めて極めて大きな観光的な資源を持っているわけでありますけれども、そういう面では大西議員から今いろいろ言われたのでありますけれども、ただあそこをPRするだけではなくて、やっぱりプログラムだとかメニューをどう構成していくかということ、注目される、そういうことを取り組んでいくということでありますけれども、今後観光協会あるいは指定管理者の佐藤土建も含めてどんな展開ができるかということ、少し議論しながら、町として

加納議長
大西議員

も積極的に取り組みをしていきたいというふうに思っているということでご理解いただきたいと思います。

再質問あれば許します。11番、大西議員。

士幌町には道の駅が2カ所あります。答弁にあった食のピア21の道の駅、温泉の緑風荘の道の駅。十勝管内でも16カ所でしたか、道の駅。2カ所あるところが士幌とか鹿追とかありますけれども、一カ所もないところも何町村かあるのですが、どうですか、町長。行きどまりの道の駅、終着駅の道の駅、士幌高原に。道の駅は駐車場と、それから公衆トイレと障害者のトイレと公衆電話でしたか、その何点かあれば申請できるわけですから、言ってみれば根室だとか稚内だとか、一番端っこには行きどまりの道の駅あるかもしれませんけれども、この北海道のど真ん中に終着駅、道の駅つくったらおもしろいのではないかと、申請していったらおもしろいのではないかと、そんなこと町長どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

いずれにしても、士幌高原ヌプカの里もそうでありまして、それからベリオールもそうでありまして、さらにはピア21もそうでありまして、いずれにしてもそれぞれ農村として特色を持ちながら進めていただいておりますけれども、そのうちプラザ緑風とピア21については道の駅の指定になってそれなりの効果もあるということでありまして、今後士幌の農業農村づくりの中では、私も士幌農業プラスアルファというわけでありまして、これらの3つをいかに生かしていくかということもプラスアルファの取り組みだというふうにご考えているところでありますし、今提案いただきました道の駅についてはそれぞれ指定の基準ということもあつたのでありますけれども、一度申請に向けて私どもとしてよく検討させていただきたいと思つたので、関係の皆さんとも議論をさせていただきたいと思つたので、ご理解いただきたいと思つたので。

加納議長
大西議員

再質問があれば。11番、大西議員。

今いろいろな話題づくりの私なりに考えている案をここでちょっと話したのですが、私の最大の目的は何かというと、話題をたくさんつくってあそこに人いっぱい来てほしいのが第一なのです。人が来たときに終着駅の道の駅で向こうにまた行きたいな、然別に行きたいな、もう13年、14年たったのですから時代も変わったし、知事もかわつたし、政権もかわつたし、いろんなことが変わつてきたときに、あのときは時のアセスでだめでしたけれども、今後ゼロということはないのだと思つたのです。これは、先代の飯島さんから始まり、小川町長、そして小林町長もそれにかかわつてきた一人であります。町民も中には全部が100%賛成ではない人もいたかもしれませんが、大半が士幌高原道路を実現させたいと思つて、それこそバス何台も借り上げ

て道庁に陳情に行ったこともありますし、そういう思い、今町長の集大成としてもう一度、これは飯島さんでだめになったとき、小川町長また再チャレンジしたのですから、3度目です。そういうチャレンジして町民の心を一つにして、そういうことをもう一回できないのかなという思いが最後にあるのでこの質問したわけですから、そのためにはあそこに名前を書いて、土幌高原だと何となし土幌高原道路にリンクしてしまうので、十勝をつけたり、いろんな名前を変えたり、人来てもらったり、道の駅をいきどまりにして向こうに行きたいよというようなアクションを起こしたりということで私は今の質問を続けてきたわけですが、先ほども町長は非常に残念だったという思いはあるのだと思いますけれども、もう一度そういう動きができないものなのか、13年、14年でまだ早過ぎるというのか、それには準備期間が必要だとすれば、今のいろんな話をいろいろやってあそこに注目を、北海道じゅう、全国から注目をしてもらえようような高原にしていけばいいのだろうなと思っています。今回も初日の出を見る会にも十勝側からバス2台、宿泊者が初めて来ました。そういうように徐々にあそこのすばらしさが認知されてきているのだろうと思いますけれども、それ以上にやっぱりやっていかないとだんだん、だんだんじり貧になるのだと思うのです。その中に最後にもう一度、3度目の挑戦で土幌高原道路できないのか、今町長が道東道ができて、あれがあれば、残念だったという思いを今度は払拭するためにはどうですか、町長、もう一回。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。
終着駅の道の駅というのは、大変いい発想だということでもありますから、これをベースに私どもぜひ検討させていただきたいと思っておりますけれども、ただ道路については私も直接の担当者としていろんな残念な思いをしたのでありますけれども、道路についてはこういう注目される取り組みをしながら、私のほうからこれまで町としては何とかつけてくれというお願いをしたのでありますけれども、今後は今大西議員が言われている取り組みをしながら、ぜひ道のほうからやらせてくれという、そういう環境づくりをしていくように努力をしていきたいと思っております。

加納議長
大西議員

大西議員。
町長の大体の思いはお聞きしましたけれども、この一般質問で私は町長に名称変更などをどう思うという話を聞いているので、観光協会だとか関係者の意見も聞いてというのは、それは最後でいいのですが、町長の本当の思いとしてこういう地名を変えてでもあそこをPRしたいという思いがあるのかなのかと私聞いているのです。観光協会の考え方、諸団体の考え方は、それは町長は私はこういう気持ちでいるよと、だけれども皆さんどうなのだと聞いてくれればいいのですけれども、町長がどうなのだと初めから丸投げみたいなことを言われてし

加納議長 小林町長	まうと、何となし一般質問していても寂しい思いしますので、ぜひ最後に町長は名称変更についてどう思うのかお聞きします。
	町長。
小林町長	私もそういう面では高原道路も含めて土幌高原にかかわってきた一人でありますから、私は土幌高原ヌプカの里というのは非常にいい名前だというふうに思っているのでありますけれども、ただきょう議会という場で大西議員から提案いただきましたので、それも受けながら今後いろんな名前も含めて検討しながら、土幌高原の充実のために一層努力をしてまいりたいと思います。
加納議長	よろしいですか。
大西議員	はい。
加納議長	ここで11時5分まで休憩といたします。
	午前10時50分 休憩
	午前11時03分 再開
加納議長	全員そろっているようなので、ちょっと時間が早いですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
	次に、学校給食の安全、安心について教育委員長に質問を行います。11番、大西議員。
大西議員	それでは、学校給食の安全、安心について教育委員長に質問をさせていただきます。
	国は、福島第一原発の事故直後に食品に含まれる放射能セシウムについて暫定基準値を設けましたが、大幅に厳しい新基準値を設定し、4月から適用されます。放射性セシウムは、人体への影響が大きく、大人より放射線の影響を受けやすい子供に配慮したものだと思いますが、特に学校給食については保護者に見れば日ごろ子供が食べている給食にどのぐらいの放射性物質が含まれているか知りたいのが当然だと思います。学校給食の安全、安心についてどのように考えているのか教育委員長に伺います。
加納議長	答弁をお願いします。教育委員長。
力石教育	大西議員の質問にお答えいたします。
委員長	給食に使用する食材については、地産地消の観点から町内産、管内産、道内産を優先的に使用しています。しかし、季節的に調達が難しい場合は、道外産の食材を使用していますが、指定地域で生産される食材については出荷制限などに関する情報や生産地で実施された放射性物質検査結果などを注視しながら道産品以外の食材も使用しているところです。現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき検査が実施され、基準値を上回る放射線量が検出された食品については食品衛生法により販売などを行ってはならない旨が規制さ

れているほか、それが地域的な広がりをもって見つかった場合には、原子力災害対策特別措置法に基づき、同対策本部長から出荷制限や摂取制限が関係知事などに指示されることによって安全が確保されています。教育委員会としては、学校給食で使用する食材に関してより安全を確保するとともに、児童生徒や保護者への理解と安心を得る観点から放射線量を測定し、関係者にお知らせするための予算を平成24年度において計上いたしました。検査方法につきましては、主に生鮮食品を中心として道産品が流通される7月から10月までは月1回程度、ほかの期間は月2回程度実施することといたしております。検査項目は、放射性セシウム134及び同137とし、調理する前日にサンプルを町内業者に持ち込み、即日検査、それから即日検査結果を確認することといたします。なお、検査結果は、後日給食だよりなどで保護者あてにお知らせするほか、町ホームページにもデータを掲示させていただきたいと考えています。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問あれば許します。11番、大西議員。

今答弁いただいた中にもありますように、今流通している食品については今委員長が言われたように生産地で全部検査をして流通していますから、多分それは安心なのだと思います。ただ、それでも父兄がいろいろ心配するのはどういうことなのだろう。多分この後にも出てきます瓦れきの問題についても、国は放射性物質の含まないものについて各地域で瓦れき処理といってもまだ反対が多いというのは同じことだと思うのです。放射能って、やっぱり日本は原爆を落とされた世界でただ一つの国でありますから、その恐怖感というのを身をもって覚えていますので、それでこういう思いがある、皆さん、国民、父兄、保護者についてそういう思いがあるのか。産地で全部調査してやっていますから、流通しているものについては何でもないのであるかと思っっているのですが、こういうみんな不安感を持っているというのは、たまに教育長どう思いますか、どうしてこういう問題が出てくるのか、どうしてそういう不安を持つのかという。

加納議長
神野
教育長

教育長。

指摘のとおり、一般の住民の方々の不安というのは確かにたくさんあるというふうに私どもも認識をしているところです。よく今回の原発事故、あるいは震災もそうですが、情報の提供、あるいはその対応の遅さということが住民の不安をあおっているというような、そういう感じを私自身は持っています。ですので、行政的に得られた情報については、詳細に町民の方々に提供していくということで実態を明らかにして安心してもらうということではないのかなというふうに考えています。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員 まさに私も同感なのです。これ国が信用されていないのでしょう。多分うそを言ったり、ごまかしたりすることが国民に見え見えで、今回の福島原発を民間調査団が調査したときに、総理を含めて大臣クラスが全部うその発表していたということが先日の調査団の発表でわかってきました。そういうことがあるから、多分今の民主党政権がきちっと対応していれば、国民は安心すると思うのです、食品についても瓦れきについても。それが出てくる話、出てくる話全部うそ、ごまかし。そして、今私もこの質問するのにいろいろ資料読んでみましたけれども、メルトダウンだとか、シーベルトだとか、ミリシーベルトだとかなんとかいろんなやつが出てきて何が何だかよくわからぬのは、多分保護者も同じなのだと思うのです。ですから、そういうことも今教育長が言ったようにやっぱり保護者にきちっとわかるように、単位がどうなったらこれはこういうことだよというようなこともつけて出さないとわからないと思うのです。多分ここに議員もおるし、職員も傍聴者もいますけれども、本当によくわかって説明できる人なんかいないのだと思うのです。多分教育長もいろいろ担当者ですから勉強してきたと思いますけれども、何が何だか日本語すらよくわからぬですから、やっぱりそういうことも含めてこれから正確な資料を今教育長が言ったように出していただきたいと思います。

それで、私の聞いたかったのは、検査をしてきちっとしてほしいということでもありますから、答弁にはもう大体全部載っていますけれども、それで放射性セシウム134と137を検査すると、民間の業者ということで森産業が持っていますから、そこで検査してもらうのだと思いますけれども、その134と137に絞ったのはどういう理由でしょうか。

加納議長 教育委員長。

力石教育 答えいたします。

委員長 放射性セシウム134、137につきましては、議員ご承知と思いますけれども、セシウムの同位体の中で133は安定したものでございますけれども、134、137はセシウムの同位体の中でも放射性物質を放出する値がすごく大きい同位体であるということで、これをカウントすることによって汚染度が明確にわかる物質であるということで検査の項目にいろんなところで使われておりますし、我が町でもこれを検査項目に選んだということでございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 実は、けさのマスコミの新聞で東京都内で東大の研究チームがいろいろ調査やった推計が出ていました。それで、幼児、児童に対して一番危険なものは、影響があるのは、沃素131が甲状腺がんになる確率は10万人当たり乳児で3、それから幼児で2、大人については0.3ということでもありますから、こういうものは森産業でも検査できないのか、どうなのでしょう、それについてお聞きします。

加納議長 力石教育 委員 長	<p>教育委員長。</p> <p>今指摘の沃素131も、本当に甲状腺に影響を与えるものとして注視されているものでございます。森産業でできるかできないかについては、私自身ちょっとわからないのですけれども、検査項目の中に加える必要があるものかもしれませんので、検討してみたいと思います。</p> <p>ちょっとできるかできないかについては、給食センター所長よりお答えいたします。</p>
加納議長 成瀬給食 センター 所 長	<p>給食センター所長。</p> <p>給食センター所長、成瀬からお答えします。</p> <p>森産業の検査においては、放射性沃素の結果においてもできるということでございます。ただ、ここで表現したセシウム134と137ということで書いた部分につきましては、放射性沃素につきましては半減期とって影響がある期間が短い、あっても8日間というようなところ……</p>
成瀬給食 センター 所 長	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>沃素131ですか。済みません。その辺については、調べておりませんので、ちょっとわかりません。</p>
加納議長 大西議員	<p>11番、大西議員。</p> <p>これみんななかなかわからない問題だと思うのです。だから、セシウム137は溶解率30年かかるよ、134は2年ちょいだよということありますから、137が一番長くかかるのかなと思っていますし、そこでBSEが発生したときには全頭検査をやってきました。それで、そのBSEがおさまった以降も、やはりいつなるかわからないのでということで全頭検査をやってきました。ということは、教育委員会としてもこの放射能の検査をここ1、2年で終わるのか、セシウム137は溶解率30年かかるとすれば永久にやっていかないとならないのか、大体いつごろまで検査をやろうとしているのかお聞きします。</p>
加納議長 力石教育 委員 長	<p>教育委員長。</p> <p>まず、基本的な考えについて説明申し上げます。</p> <p>先ほど大西議員も質問のときに指摘されましたように、指定地域などで検査も十分されていると、数値の高いものは流通しないように規制しているということで、私も基本的にはそういう万全な体制が整っている中で土幌町の食材に放射線量の高いものが入ってくる可能性はないという思いが基本的にあります。ただ、漠然とした、先ほど指摘ありましたように、政府の対応、もろもろも含めまして国民に不安が広がっている中で、それならば土幌町としては24年度の予算措置で年20回検査をやることによって、基準値よりはるかに低い数値であったという結果をもって安心を提供したいなというのがまず24年度に予算措置を講じた基本的な考えでございます。その数値の推移を見ながら</p>

不安な要素がもしあるのであれば、いろんな形でその不安を取り除くための対策も検査もやっていく必要があろうかと思います。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

新しい基準値できて、一応文科省の中の放射能審査委員会ですか、そこでも承認はしたのですが、ただ暫定から新基準について見てみますと、相当厳しい内容になっています。本当にこれクリアできるのかという思いがするのです。飲料水も200ベクレル、キロ当たり、それを10にする、それから野菜、穀物、肉、卵、そういうものについて一般食品については500から100にするというように、20分の1から5分の1までの範囲内なのですが、これ本当にクリアできますか。国でやっているやつが、生産地でもこの厳しさではやっていないでしょう、多分。だから、資料読みますと、福島県産の農産物などの流通に影響する可能性があるから、地元の生産者らの意見を最大限尊重して運用すべきだという意見が文科省からつけられたということは、これクリアできないかもしれないからという話なのだと思うのです。だとすれば、暫定基準値で何ら問題がないのだけれども、1年間の被曝が1 mSvで終わらすためには、この基準でないとだめなのだとということでありますから、この新しい基準値にすると、さきの東大のあれでは子供たちの未来の放射線でのがんの発生率が3分の1に減るということでありますから、ぜひそれはやっていただきたいと思うのですが、本当にああいう東北から来る生鮮食料品の中でそういうことが出てしまうと、またこれ大変なことになるし、本当にクリアできるかなという不安もあるし、ただし書きに福島産のものについては考慮しろよみたいな話になって、そしたら福島産のものについては一切使いませんよと言ってしまうと、これまた日本じゅうに影響力高くなるのだと思うのです。非常にこれシビアな数値なのだと思うのです。ですから、多分教育委員会としては新基準値を表示しながら、これはこういう数字でクリアできていますということではいかなければならないのだと思うのですが、本当にこれクリアできるかなと私は不安持っていますけれども、こんなに厳しくしてしまうと。この間も新聞見ていると、厳し過ぎるという意見が文科省の中から出てきてしまっているのです。ということは、クリアできないかもしれない。厳しいほうがいいに決まっているのです、子供たちに対しては。それが文科省でそういう意見が出ているということは、やはりちょっとクリアするの大変かなと思っているのですけれども、どうですか。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

お答えいたします。

今指摘の問題は、非常に難しい問題だと思います。生産地で出荷する生産者の思いと私たちが子供たちに提供する場合の基準値は、おのずと評価の仕方について意見が分かれるのは当然かもしれませんけれ

ども、私たちは学校給食に提供する食材の検査をやりますので、厳しい基準値に対して検査結果がこうだということをみんなに知ってもらい、安心をしてもらいたいという思いですので、あくまでも新しい基準値で子供の安心、安全を考えて検査を実施して、年20回の検査でその新しい厳しい基準値よりも低いものを使っているということを証明できればなと思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

それで、今いろんなところで放射能ゼロという運動が起きていますけれども、本当にゼロって、自然界にあるわけですから、それで世界の平均が2.4mSvです。それで、日本で一番高いところが、これもまた言ってしまうと交流に影響するのかわからないけれども、岐阜県が一番高くて1.19mSvということですから、日本で一番高いところでも世界の平均から見れば半分以下であって、自然にこれがあるのだよということも保護者にわかってもらわないと、放射能って幾らでもあるものですから、CTなんかやりますと6.9mSvもあるし、飛行機に乗れば結構高い、宇宙船なんかはとんでもない1万倍ぐらいの放射線浴びていますから。放射能を浴びて、そしたら結果本当にどうなるのだというと、大人には科学的あれが全然ない、子供には甲状腺がんになるのではないか。チェルノブイリでも4年ぐらいたってからそういうのが発生しているよというような報告ありますけれども、この間も札幌で何人かの子供を検査したら甲状腺がんの疑いがあるとかなんとか出たけれども、その医者に直接聞いてみると、子供に今まではエコーかけて甲状腺って調べたことはないからよくわからないけれども、しこりなのだ、それをマスコミが、週刊誌や何かは甲状腺がん子供がなっているのだみたいな報道してしまう。過大なマスコミ報道の中で、やはり父兄はすごく心配していろんな話が出てしまうのだと思うのです。だから、その科学的根拠って本当にどこにあるのだといたら、なかなか出てこないのでしょうか。学者によってもばらばらです。これを何mSv、だから今言う1gの1年間の被曝がそのシーベルト内であれば何でもないといいつつも、それ以下でも危ないのだという人も出てきたり、何でもないといいつつも、それ以下でも危ないのだという人も出たり、マスコミでみんな言うことが全部ちぐはぐ、ちぐはぐ。だから、それをどこかで整理してもらわないと、教育委員会が何ぼ正しい数字をどんどん出していっても、それこそ放射能ゼロにしようやというような運動が起きてくるということは、そういうことにつながってくるのではないか。何をやってもだめなのでないか。だから、こういうこともやっぱり父兄にもきちっと、自然界にこれだけあるのだよという数字をきちっと出していくのも大事なのかな、教育長、どうですか。少し保護者に勉強してもらおうというのも大事だと思うのです、安心するためには。ただ、いろんなマスコミの報道が耳から入ると、それを信用してしまう。マスコミのって結

構信用するのです、一般人。ですから、そういうことを抜きにして教育委員会としてきちっと見解を出して、勉強してもらって、これが安全だよというものをいかに出さないか、何ぼ新基準が減ったとかなんとかといっても本当に信用するのかという話も出てきますから、一回父兄にもPTAを通じて勉強会やったらどうですか、こういうことに対して。

加納議長
神野
教育長

教育長でよろしいですか。教育長。

意見をいただきましたので、この種に関する研修会を開催するようなことを検討していきたいというふうに思っていますが、非常に難しい内容でして、私も今回の一般質問からいろいろ勉強させてもらったのですが、私の頭ではなかなか理解できないところたくさんありまして、非常に難しい問題だというふうに思います。

それから、学校給食に関しての規制、あるいは情報の明確な提供などをしていったとしても、食生活は一般家庭の中での食生活のこともあるわけですし、外食ということもあるわけですので、言われているのは今回の新基準で示された内容からすると、学校給食での新基準値をクリアしていれば3食食べても全く問題ありませんよというような言い方をしていますので、この給食の内容を基準にすれば日常の食生活についても安全だということが言えるのではないかとこのように私自身思っています。そういったことも含めて、先ほども申しましたけれども、非常にいろんな専門的な用語があって難しいですけれども、できるだけ丁寧な情報提供をしてみたいというふうに思っています。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

私もこの質問するに当たって自分なりに勉強したけれども、よくわからない。皆さんがこの機会に教育委員会の人もみんな勉強してくれば、この一般質問も無駄ではなかったかなと思っています。

それで、もう一つですが、給食の安全、安心ですが、今回中国ですら日本の食品は輸入しないよと言われて、中国に言われるのもちょっと心外かなと思ったのですが、数年前毒ギョーザ事件があって、あのとき教育長は議会に来て中国で生産されるものについては一切使用しないのだというような話をしたから、一切中国でつくったものについては使用しないのだと言い切ってしまうと、今後何かあったとき、こういう事故があったときに日本のものが、今回は東北だけで済んだけれども、ちょっと国の対応が遅ければ、間違えば、それこそ関東から何から全部が被災地になるような状態でありましたから、そういうときに言い切ってしまうと、安全を確保することができれば中国産でも外国のものでも使いますよということに訂正していかないとまずいのではないかと、こういう事態が起きてくると。だから、あのとき一切中国の工場で作るものについては使用しないと言い切ってしまう

とまずいなと思って、それについて、これ最後ですからはっきり答え
てください。

加納議長 教育長。
神野 中国の食品問題のときには、極めてずさんといいますか、常識的に
教育長 は考えられないような農薬混入ですとかというような、そういう問題
があって安全が確認できないということでありましたけれども、しか
しこういった放射線量もそうですが、安全が確認できるということで
あれば、それは安全なものを使用しないということではなくて、安全
なものであれば使用して構わないのではないかというふうに私どもも
思っていますので、意見のありました方向で今後取り進めていきたい
というふうに思います。

加納議長 よろしいですか。
大西議員 はい。
加納議長 以上で大西議員の質問を終了いたします。
質問順位 3 番、細井文次議員、震災瓦れきの受け入れについて町長
に質問を行います。5 番、細井議員。
細井議員 それでは、私は震災瓦れきの受け入れについて町長に質問させてい
ただきます。
東日本大震災から既に 1 年が経過しております。いまだ復興の兆し
が見えておりません。土幌町は、震災発生後速やかに被災地に職員を
派遣し、復旧の支援を行い、早期復興を町民とともに願ってまいりま
した。東日本の被災地再生なくして日本の再生なしが野田首相の決ま
り文句だったはずですが、復興がなかなか進まないのは大震災で発生
した大量の瓦れき処分が足を引っ張っているものと思われま。土幌
町としては、東日本復興のためにも大震災の瓦れきの受け入れ処分につ
いてどのようにお考えか伺いをいたします。

加納議長 答弁をお願いします。町長、登壇をお願いします。
小林町長 それでは、細井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いま
す。
まず、一昨日なのでありますけれども、東日本大震災から 1 周年と
なる 3 月 11 日に宮城県の岩沼市で行われた追悼式に参列をしてきたと
ころであります。その折にあわせて石巻市など近隣の被災地を視察
してきたところあります。状況としては、内陸に進むにつれて損壊
した建物等の撤去が行われて復興に向けて進みつつあるということが
感じられたところありますけれども、一方沿岸部においてはまだそ
のつめ跡を残す悲惨な姿であったところあります。そして、そのと
ころどころにうずたかく積まれた瓦れきの山が散在したところあり
ますけれども、その瓦れきの量を見るとき、本当に今言っているよう
に遠くに運搬をして処理をすることが可能なのかという率直な思いを
したところあります。

細井議員が質問された瓦れきについてでありますけれども、発生した瓦れきの量は2,252万8,000 tというふうに推計され、そのうち処理が済んだのは6%程度とされているところであります。これから東日本大震災の復興に向けてはこの瓦れきの処理が大きな課題ということでありまして、細井議員のおっしゃるとおり、この大量の瓦れきが復興の足を引っ張っている状況にあるのだと思います。細井議員の質問は、瓦れきの受け入れについての考えということでありまして、今瓦れきの処理をめぐっては国からもそうでありまして、マスコミ等においてもそれぞれの自治体において受け入れに理解をして協力というふうに言われているところであります。私もそうなのでありますけれども、全国のどの自治体も受け入れられるものであれば受け入れをして被災地の痛みを共有したいという、そういう認識なのだろうというふうに思うところであります。しかし、国においては、健康であるとか風評被害も含めた放射性物質の拡散に対する不安を解消する、あるいは瓦れきの運搬だとか処理に関するマニュアル、さらには経費負担などについて具体的な基準を示してこなかったことが処理方法が決まらない大きな要因であろうというふうに思うところであります。今月5日に国は、瓦れき処理に関する経費を全額国庫負担とする方針を示したところでありますけれども、この国の基準に基づいて、まず都道府県レベルの方針が示されなければ、全体として市町村における受け入れ態勢というのは今後進んでいかないのではないかとこのように思うところであります。本町で今後受け入れるとすれば、北十勝2町の環境衛生処理組合で受け入れとなるものでありますけれども、国、道のそういう動向を踏まえるとともに、北十勝2町の処理場での受け入れの可能量を的確に把握することとあわせて、何よりも議会はそうでありまして、2町住民の合意形成を図ることが重要であるというふうに認識しているところであります。

以上、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
細井議員

再質問があれば許します。5番、細井議員。

今町長からお答えをいただきました。まず、冒頭に放射線、特に福島原発で発生した瓦れきについては福島県、また国が責任を持って処理を行う。当然原発事故は放射能の拡散という問題があります。これを最初に考えて、この拡散をいかに防ぐかというのが原発事故の最初の問題だというふうに思っております。ということで、福島原発に関する瓦れき等については、その拡散を防ぐためにやはり全国各地で処理をするのは今の段階では私自身も不可能であるというふうに思っております。あと、福島以外の岩手、宮城の瓦れきについてやはり広域で、広い日本の中で、みんながやはり今年の漢字1文字「絆」というふうなことで、震災以降多くの皆さんが義援金だとか支援助物資を送って一日も早い復興をということで願っておりましたし、そのような

行動を起こしてまいりました。その中でどうも昨年の秋以降瓦れきの問題が前面に出てきて、昨年の3月11日以降新聞だとかテレビ報道で震災のことを言わない日は一日たりともなかったと思います。そんな中で秋以降やはり瓦れきの問題、この被災地が抱える問題として瓦れきが一番問題なのだ、大変なのだということで強く言われております。また、国におきましても2年間でこの瓦れきを処理したいようなことを言うておりますけれども、莫大な先ほど町長も言われましたけれども、2,200万tを超える瓦れきをどのように処理をしていくのだろうか、それが大変重要な問題であるというふうに思っております。町長のお答えの中で、瓦れきの量を見るとき、この瓦れきを遠くに運ぶことが本当に可能なのかという思いをしたというお答えがありました。現代は中東から20万t、30万tという原油が一度に1艘の船で、それは日にちはかかりますけれども、日本に運ばれております。また、一度に300人以上の人間を地球の裏側まで1機の飛行機で運ぶことも可能です。また、ジャガイモ20tを48時間もあれば首都圏に届けることができます。そういうことを考えれば、やはり可能ではないか。千里の道も一歩からという言葉もありますし、夏になればあの小さいアリの日にちかかって歩道に小さな小石を積みます、巣を設けるために。一遍に20万t、30万tのものを運べというのではなくて、やはり日本各地の市町村が少しずつでもいいから運んで自分たちのところで処理をする、そのような考えでいけばきっと瓦れきはなくなるというふうに私は思っております。ただ、政府が言っているように、2年間ではどうなのかなという疑問も残ります。町長のこの可能なかなという言葉を見ると、どうも町長は前向きなお考えではないのかなというふうに理解をするのですけれども、いかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

私が見てそういうふう感じたという率直な感想なのでありますけれども、いずれにしても今細井議員がおっしゃったように運搬をどうするのか、あるいは経費をどうするかということも含めて、それから言われているようにお金だけでなく、自治体の住民にすれば放射能が本当に大丈夫なのかという、そういう心配もあるわけでありましてけれども、そういうことをやっぱり国がどう対応するかということきちんと示さないと、それが遅れた原因であるし、そうしないと進まないというふうに思うところであります。そういう面では、5日に金は全額負担するよと、きょうの新聞でいくと国有林でも処理をするということも考えられますけれども、この国有林を活用しながら処分もできないということについては北海道町村会として国にこれまで申し上げてきたところでありますけれども、そういう面では国の当事者意識というのですか、それがちょっと希薄というふうに私ども思わざるを得ないわけでありましてけれども、そういう面では今後の進め方として、

国の基準をしっかりとしながら、まず都道府県に今回は国も文書で正式に依頼をしたということでもありますから、都道府県レベルでその国の処理を受けてどうするのかという、例えば北海道であれば北海道としてどう対応するかということを示しながら市町村と協議するという、そういう進め方でないと、今のように受けてもいいよという手を挙げるという方式で本当にこの2,200万tという瓦れきが処理できるかということについては非常に疑問もあるところです。そういう面では、そういうふうにすべきだということについては私どもも意見として申し上げていきたいというふうに思うところでもあります。いずれにしても、私ども消極的になっているという意味ではなくて、そういうことがきちんとされなければ、なかなか士幌町で受けますよという話にはならないのだろうというふうに、そういうふうに認識をしているところでございます。

加納議長
細井議員

再質問あれば、5番、細井議員。

消極的ではないというお答えでありました。町長もこの議会の中で、休会日ではありましたが、慰霊祭に出席されての感想も冒頭にお答えをいただきましたけれども、実は3月11日の新聞をたまたま、僕は余り新聞切り抜きということはないのですが、皆さんも北海道新聞とられているから、その一番裏側にいつもテレビの番組が載っているところに大々的に載っていたと思いますし、女川原発がある宮城県女川、ここの記事が載っていて、僕もまさにいろいろ今まで1年間新聞報道等でこういう状況は見てきたのですけれども、実際にこの写真だとかなんとかで見るとびっくりしたのですけれども、この女川町は隣の町にこういうごみなどの処理をお願いしている町のようなのです。ここにある女川町の瓦れきは、単純に計算して、いつもお願いしている量をこれからずっとこの瓦れきをお願いしていくと115年かかるそうです、およそ。こんな115年、確かに平均すると岩手県では約11年分、宮城県では約19年分となりますけれども、それぞれの自治体に換算するとやはり海岸部はこういう莫大な量ですし、内陸に行けば地震だけの被害でそんなにないというふうな状況だと思います。ぜひとも僕も一度現地を見て皆さんがどういう生活をしているのか、どういう状況なのかというのを見たいとは思っているのですけれども、軽々に行ってしまうと、何か物見遊山というふうに思われるかもしれませんし、私はやっぱりこういう新聞だとかテレビの報道で情報を得ているのがいいのかなというような気がします。今回慰霊祭で町長が行かれましたので、詳しいお話をお聞かせいただいで、なるほどなという思いをしておりました。

昨年6月の第2回定例会で私が一般質問におきまして、被災地にかかわる今後の支援ということで町長にお伺いをいたしました。その中で私は、長期的な支援ということを訴えさせていただきました。町長

には一定のご理解はいただけたと思いますが、まさに今回の被災地の瓦れきの処理に関しては途方もない時間が必要、やはり私たちも長い時間をかけて長期的な支援が必要だと思っております。現時点で実際に瓦れきを受け入れしているのは3都県、東京都と、それから東北の2県にすぎないのが現状であります。今町長も国の指針だとか、道の考え等を待っているということですが、その待っている間にもそれぞれの自治体がどんどん取り進んでいくことが、できることあるのではないかと。私としては、許されるのであれば、やはり地域住民の理解が必要ということでもありますけれども、町民100%の理解はなかなか得られないのかな、やはり反対される方もいらっしゃると思います。でも、世論調査の中では80%以上、高いところでは84%ぐらいの方が受け入れてもいいのではないかと。ただ、この受け入れに関しては、条件つきということもあります。ですが、実際に議論を始めると、総論は賛成なのだけでも、各論が反対ということになっております。その各論とは一体何なのか、やはり先ほど大西議員の質問の中でもありましたけれども、放射線、放射能の問題だということになります。先ほど大西議員もありましたけれども、常日ごろ、今ここに立っている私も自然界の中にある放射線を浴びながら一般質問をさせていただいております。そんな中でやはり私も同様に情報の提供がない、ただ恐ろしいものだ、恐ろしいものだというだけで放射線恐怖のような形の中で、たとえ少しの放射線でも浴びたくない。だけれども、やはり皆さん生活していく中では放射線は絶えず浴びているのですよ、そういう情報がなかなかきつと理解されていないのではないかと、そのように思います。ぜひとも教育委員会のみならず、町としてもいろいろな方法で町民の皆さんに放射線、放射能のことを少しわかりやすくお知らせすることが重要ではないかなというふうに思います。例えば冊子をつくって出せではなくて、皆さんどこの家庭にも今ITの時代ですからパソコンはあると思います。インターネットにもつながっていると思います。今はやりのスマートフォンなんか、あれは電話ではなくて小さなパソコンだというふうなことを言われる方もいます。見ようと思えば、そういうことで情報は得られます。その情報を得るための手段もお知らせするのも肝要ではないか。こんなところでこういうページを開けば放射線の詳しいことが理解できる、そのようなことも重要ではないか。そんな中から住民に理解をしていただき、瓦れきの受け入れについて協力を求めていく、そのようなことを最近特に考えたのですけれども、町長、いかがでしょうか、その情報の提供ということについて。

加納議長
小林町長

町長。

まず、前段、私が見てきた感じでありましてけれども、例えば1時間ぐらい石巻市という海岸線も見てきたのですけれども、その中ではや

っぱり今同じ東北の中でもその地域によっても復興の度合いが著しく差が出ているという、そういう状況があるのと、1時間ぐらい石巻市の沿岸部にいたのですけれども、その1時間ぐらいの中でいろんな方見たのですけれども、その中に笑顔を一回も見ることがなかったというのがちょっと私もショッキングな感じをしてきたところでもありますけれども、そういう面では先ほど申し上げたとおり岩沼の市長にも申し上げたのですけれども、私どもとしてできる支援についてはぜひしていきたいというものでございますし、先般来町も農協等関係機関の皆さんの意見をいただきながら、支援協議会が発足しているのですけれども、支援協議会については平成24年度も存続をしながらいろんな形で支援をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、もう一つ、瓦れきの受け入れということ、当然私どもも考えていかなければならない課題でありますけれども、3月の26日に2町の環境衛生組合の議会が開かれるのですけれども、その中でもちょっと議論をしてみようということもありますから、ぜひその中でも真摯に議論をしながら、北十勝2町としてできるのかという議論をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、先ほど教育委員会の大西議員の質問であったのですけれども、やっぱり正しい情報、正確な情報をわかりやすく提供することですけれども、教育委員会もそういう意向なのでありますけれども、私ども町全体としてもそういう情報発信をしていく努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長 再質問あれば、5番、細井議員。

細井議員 今町長から2つのお答えをいただきました。昨年4月6日に町、それからJAなど6団体によって東日本大震災支援協議会というふうな協議会が立ち上げられて、この協議会を中心に支援活動を行うということ、それも平成24年についても継続して行われるということ、それともう一つ、北2町のごみ処理の衛生組合のお話もありましたので、まず支援協議会のことについて少しお伺いをしたいと思います。4月6日に協議会立ち上げまして、本町からも実際に支援物資を運ばれていたり、職員も派遣されておりましたけれども、その後瓦れきの問題が大きくなってから、この瓦れきについて支援協議会としてどのような対策を練るのかということも当然話されてはいると思うのですけれども、その部分については協議会としては何らかの結論なり、何らかの判断をされたのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 直接まだ支援協議会、今年の夏以来開催をしていないところでもありますけれども、いずれにしても瓦れきの問題というのは支援協議会の

取り組みというより、町というのか、2町で、環境衛生組合の取り組み次第ですから、瓦れきの問題にしていえば、そっちのほうで重点的に協議するわけでありましてけれども、もう少し一般的なボランティアの派遣含めて、そういう部分については今後とも支援協議会の中で取り組む方向になろうかと思っておりますけれども、いずれにしても年度初めにはもう一回支援協議会を開催をしながら、今後の取り組みについてはよく関係機関の皆さんとともに確認をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長
細井議員

5番、細井文次議員。

夏以来支援協議会が開かれていないというのは、少し残念な思いがいたします。瓦れきの問題もやはり支援ですから、当然支援協議会として、我が町も当然6団体ですから、瓦れきの問題、放射線の問題、それを持ってきてここで処理すれば、当然土幌町の牛乳や牛肉やジャガイモはちょっと放射能浴びているよという問題にも、そういう風評被害の出る可能性もやはりあると思っております。そういうところを考えれば、やはりこの支援協議会、6団体の中でもある程度もう既に話し合われてもいいのではないのでしょうか、方向が。やはりそれぞれの団体にそれぞれの思いがあると思っております。町はこういうふうにいきたい、だけれども例えばJAはこういう心配がありますよと、当然そういうそれぞれの団体、それぞれの機関が抱える問題はあると思っております。その中で少し調整しながら、その中でも話し合いを持ちながらどういうふうな体制でいくのかというのは、既にこれは話し合われていなければならぬのではないかと。夏以降開かれていないというのは、少し私は残念に思います。

それと、もう一つ、ボランティアのお話がありましたけれども、今後町内でもやはり職員の派遣をしたり、ボランティアを募って支援にも実際に昨年のゴールデンウィーク以降6月にも行かれましたけれども、今後ボランティアの問題ですけれども、ボランティアが一番多いときは昨年のゴールデンウィークだそうです。およそ17万人の方がこの被災地、福島にはちょっと入ってはいないと思っておりますけれども、東北の被災地におよそ17万人の方がボランティアとして活動された。その後どんどん、どんどんやはりボランティアの方が減って、現在はたしか1万8,000人台でしょうか、そのような数字になっているというふう聞いております。やはりボランティアも募りながら、また町としても職員を派遣しながら支援をしていかなければならない、復興の手助けをしていかなければならないと思っております。ボランティアはあくまでもボランティアですから、本人が行って活動していくことが必要ですけれども、町としては職員の派遣は今年度も考えているのかお伺いをしたいと思います。

加納議長

町長、お願いします。

小林町長 1つは、まず支援協議会の関係でありますけれども、昨年会議した後それぞれ関係機関と連絡をとりながら、取り組みとしてはそれぞれ進めてきたところでありまして、ただ1年がたって今の状況も受けながら今後どう町として支援をしていくかということについては、新年度早々支援協議会を開催をしながら今後の取り組みについて協議をしていきたいというふうに思うところであります。

それから、ボランティアの関係なのでありますけれども、ボランティアの数も減っているということがあるのでありますけれども、もう一方では今言われているように国の3次なり4次の補正の執行、さらには雇用についても現地で仕事がない人もいる一方で、例えば事業をやるための人がなかなか集まらないとかというミスマッチもあるという状況もあるのでありますけれども、現地でどんなことを必要としているかということをきちんと私どもとらえながら整理をしていかなければならないのだろーと思ひますし、職員派遣もなかなか、今の職員状況からすると私どもの規模の町で長期間に1人の職員を出すというのはなかなか難しいのでありますけれども、その中で岩沼市を含めてそういう要望があつて、私どものやれる範囲で支援ができることについてはそういう形で取り組みもしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長 ここで1時15分まで昼食休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問があれば許します。5番、細井議員。

細井議員 引き続き質問させていただきます。

本町は、上土幌町と2町環境衛生処理組合を組織しております。この処理組合議会の中で上土幌町長が瓦れき受け入れをしないということ発言されたようでございますけれども、その部分については、私は環境議会の議員ではございませんので、その発言が本当なのか否かお伺いをしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 昨年12月の2町の環境衛生組合議会の中でこの議題もありまして、そのときに組合長から北十勝2町としては受けないという、そういう発言をされたわけでありまして、その後全国的な受け入れをしてくれという状況も受けて、可能なのかどうかというのは3月26日の議会か議員協議会の中で少し議論をしようという、そういう状況であります。

加納議長 再質問があれば許します。5番、細井議員。

細井議員	<p>ぜひとも2町の環境衛生組合の中、その議会の中で十分検討いただいて、環境組合としても前向きな姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。</p>
	<p>それで、最後の質問でありますけれども、今伺いました2町の環境衛生組合、それから先ほどからありましたけれども、運搬の問題、一番重要なのは放射線の問題等々がありますけれども、この問題について解決がなされれば町長は受け入れをするというふうな姿勢で今後臨んでいくのか、そこら辺のはっきりした町長の意思を、無条件ではありません、いろんな条件、それからいろんなことをクリアしさえすれば、本町としても上士幌町と組んでいる2町環境衛生組合の中でも瓦れき処理に進んでいくというはっきりした回答をいただければと思います。</p>
	<p>また、冒頭で最初の質問で出村議員もおっしゃいましたけれども、3月11日の震災でお亡くなりになられた方が11日現在で1万5,854名の方が犠牲となられました。この方々の冥福をお祈りするとともに、11日現在で3,155名の方が行方不明ということであります。この方々が一日も早く見つかり、そして家族のもとに帰られることを心からお祈り申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>
	<p>以上であります。</p>
加納議長	<p>答弁をお願いします。町長。</p>
小林町長	<p>まず、基本的には、瓦れきも含めてそれぞれの市町村含めて震災に対して支援、協力をしていくということは基本的な姿勢として私たちも持たなければならないということであります。</p>
	<p>2点目としては、ただ手続としてはやっぱり国が当事者という、そういう意識をきちんと持ちながら基準をつくる、あるいは国、都道府県という、そういう流れの中で基本的に処理をされるものだというふうに思うところでありますけれども、ただ北十勝2町として26日も含めてそれが可能なかどうかという議論をするのでありますけれども、ただ地域住民の皆さんの合意形成も必要でありますから、そういう面では北十勝2町としての協議、あるいは住民の皆さんとの協議を今後いろんな形でしていきたいなというふうに思うところであります。</p>
加納議長	<p>よろしいですね。</p>
細井議員	<p>はい。</p>
加納議長	<p>以上で細井議員の質問を終了いたします。</p>
	<p>質問順位4番、中村貢議員、小規模多機能型居宅介護施設及び地域共生型交流施設について町長に質問を行います。9番、中村議員。</p>
中村議員	<p>それでは、町長に質問をさせていただきたいと思います。</p>
	<p>小規模多機能型居宅介護施設及び地域共生型交流施設についてありますが、自宅で介護している皆さんにとって待望の小規模多機能型</p>

居宅介護施設と地域のお年寄りなどが集まるサロンとして利用できる地域共生型交流施設が本年4月から利用開始となります。この一体型施設は、社会福祉法人士幌愛風会により事業運営をされると思いますが、町としてはこの施設の建設等に対してこれまでどのように支援をしてきたのか、また今後の事業運営に対しましてはどのように支援していくのか伺います。

あわせて、サロンとしての交流施設の利用方法についても伺いたいと思います。

加納議長 答弁をお願いします。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思

います。
初めに、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。この施設については通いを中心としながら泊まり、あるいは訪問介護を提供する地域密着型の施設であります。それから、利用者及び家族の状況によりサービスをいろいろな形で利用できるということ、あるいは緊急な状況変化における臨機応変な対応等々、介護保険事業におけるサービス不足の補完など、まさに多機能なサービス提供ができるものと期待をするものであります。

一方、併設する地域共生型交流施設については、北町地区を中心に高齢者、障害者、あるいは園児などの交流施設としての役割を担うものであります。

質問の1点目でありますけれども、施設の建設及び事業運営についての町の支援についてでありますけれども、この事業の実施に向けては町の関係者、あるいはそれぞれ関係機関の皆さんが十勝管内の視察を行ったり、あるいはいろんな討議を重ねる中で事業の実施主体についてはこれまでの高齢者福祉事業の実績とあわせて、より民間主導という考えから社会福祉法人士幌愛風会に担っていただくこととしたところであります。町といたしましては、建設費について国の制度を活用すべく申請を行い、小規模多機能については国の平成23年度介護基盤緊急整備特別対策事業、それから交流施設については平成22年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となったものであり、国の支援を含めて8,500万円の助成を行うとともに、その執行や手続について助言や指導を行ってきたところであります。また、今後の事業運営に対してでありますけれども、この事業は介護保険の中の地域密着型のサービスということでもありますから、保険者である町に指導していくことが義務づけられているものであります。特に今回の小規模多機能については町内で初めての事業所ということもあるから、この事業の運営が円滑にいくよう適切な指導、支援をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、2点目は、サロンとしての交流施設の利用方法についてであ

<p>加納議長 中村議員</p>	<p>りますが、地域共生型の交流施設についても建設とあわせて愛風会に管理運営を行っていただくものでありますが、ふれあいサロンを初め、地域の高齢者、障害者、園児などが有効に活用ができるよう愛風会と連携しながら協議を行ってまいりたいというふうに考えているところ であります。</p> <p>以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p> <p>再質問があれば許します。9番、中村議員。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>高齢者介護世帯にとって本当に待望の施設でありまして、4月からの開設が待ち望まれていると思われませんが、愛風会もこの開設に向けて介護職員の雇用だとか指導教育、それから宿泊サービス等の対応についていろんな努力を今重ねているところであると思います。万全な対応を目指しての準備ということだと思いますが、町としての開設に向けてのPR方法、それから介護職員とか、当然ケアマネジャーも必要になると思いますけれども、それらの支援についてどのように考えているのか伺いたいと思います。</p> <p>答弁お願いいたします。町長。</p>
<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、初めての施設でありますし、町の在宅施設としては大きな役割を果たす施設と認識しているところでありまして、町としても当然愛風会と連携しながらこの施設が役割を果たしていくように努めるものでありますけれども、具体的なPRだとか職員の関係については担当する保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。</p> <p>町としての小規模多機能型介護施設のPRについてですが、町広報紙または役場だより等でも小規模については掲載しております。また、居宅介護支援事業所のケアマネによる利用者へのPRもしております。</p> <p>なお、介護職員、ケアマネジャー等への支援についてですが、新しく開設するというございまして、保健福祉課と愛風会の居宅介護支援事業所、また小規模多機能型の管理者等を含めた打ち合わせを実施し、開設準備の支援を行っております。</p>
<p>加納議長 中村議員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>再質問ございますか。中村議員。</p> <p>本当に愛風会に任せるというだけでなく、一緒になって支援を考えているということで大変必要なことではないかと思っております。</p>
<p>加納議長</p>	<p>それと、利用定員なのですけれども、登録定員が16名ということなのですけれども、介護保険料についてこの16名どれぐらいになるのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p>

小林町長	<p>介護保険料につきましては、これまでも説明したとおり、定数は25名なのでありますけれども、3カ年の利用計画については平成24年が16名、それから平成25、26年が25名という利用目標で、その結果として介護保険料も第5期については4,800円というふうにするものでありますけれども、16名でやった場合どんな試算になるかということについては保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。</p>
加納議長	<p>保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。</p>
	<p>24年から26年がすべて小規模が16名でやった場合においては、その4,800円という介護保険料から120円くらい安くなるのではないかとというふうに試算しております。また、24年から26年すべて小規模を25名の定員にした場合におきましては、60円ほど上がるというような試算になるかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
加納議長	<p>再質問ございますか。中村議員。</p>
中村議員	<p>確かに人数がふえればそれなりに介護保険料のほうにも影響することですけれども、当初25名から16名ということになったということなのですけれども、当然初めての試みで、実際何名の方が利用されるか皆目まだ見当がつかないということですので、その辺についてはしっかりと待っている方がおられるということなので、がっちりと調査をしていただいて、だれもが受けれるような状態で、いわゆる介護保険の認定を受けていればだれでもこの小規模多機能の施設が利用できるということですので、ぜひその辺もしっかりと調査していただきたいと思えます。</p> <p>今愛風会では5つの事業を行っております。さらに、小規模多機能事業では6事業となりまして、職員数も小規模多機能自体では12名以上ということになっていきますので、トータル的には50名を超える世帯となります。それから、今月の17日は愛風会の創立20周年記念事業というのが予定されていますけれども、まさに今の愛風苑施設長初め職員の皆様が本当に何とか頑張ってくれるという形で経営されていることに対しては、本当に頭が下がる思いであります。しかし、高齢者や介護世帯にとっては必要な施設であります。町長の答弁にもあったように、愛風会の事業を理解され、十分な今後とも指導と支援を望むところであります。</p> <p>次に、地域共生型交流施設でありますけれども、これはたまたま愛風会が一つの事業につなげて建てたわけですけれども、共生型施設については当然地域の方も利用されるということなので、建てる前に事前に地域の方とか関係者との話があったのかどうかをお聞きしたいと思えます。</p>

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 最初の今愛風会に5事業をやっていただいて、新たにさらに今回の小規模多機能事業がふえるということでありまして、今後ともより連携しながら幅広い形でいろんな事業を担って行っていただきたいというふうに思うところであります。</p>
<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>それから、地域交流施設についての愛風会あるいは地元北町との協議ということでありまして、3月の8日に3者による協議会持たれましたので、その内容について保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。</p>
<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。 3月8日の打ち合わせのときには、愛風会のほうからは地域の北町公民館の方々に運営協議会の委員の選出の要望のこととか、あと地域住民に災害時の応援出動のこととか、小規模多機能に地域の方のボランティアの協力等の要請がありました。また、北町公民館から愛風会への依頼事項としましては、ふれあいサロンの定期的利用のこととか、サロンにおける役員会のことについての希望等がありました。また、今後も協議しなければならない具体的な事項についても挙げられておりますので、今後その件につきましては協議していくということになるかと思っております。</p>
<p>加納議長 中村議員</p>	<p>以上でございます。 再質問があれば許します。9番、中村議員。 最初に、できれば建てる前の地域共生型についての話し合いがあったのかとお聞きしたのですけれども、構いません。 実は、北町公民館、これは町長も知っていると思っておりますけれども、特に冬の間は本当に水道落としていても当然お湯をかけないと水が出ないと、出るまでにしばらくかかるという問題もありますし、また寒いということで何時間前か早く行って火をつけていないとお年寄りの来るまでには当然暖まらないという問題があります。さらには、トイレについてもそうなのですけれども、いわゆる子供用のトイレということで、そこに年寄りの大人の方が行って使用するということになるとなかなか難しい面があります。そういうような問題がありまして、今回この共生型ができるということは当然北町地区として、また公民館としても使えるのかという地域の人たちの思いがあったようであります。その後聞こうと思った質問なのですけれども、たまたま3月8日にどういう話があったかということなので、それ今聞きましたけれども、今後問題は随時協議をしていきたいということなのですけれども、いわゆる臨機応変と言ったら怒られますけれども、やはり北町公民館は今言ったような障害抱えています。夏場については、逆に問題ないのかと思われるのですけれども、冬場については大変問題があり</p>

まして、3月8日、それぞれの代表者の方も行って話し合われて、その要望も聞かれたということなのですから、私がちらっと独自で聞いた話では、夜の利用については宿泊者がいるので、無理であると、それについても北町公民館自体例えば会議とか何かでおとなしくやる部分については影響ないのかとも思われますし、それから当然お年寄りのサロンでやる場合でも多少の音は出るかもしれません。例えば鳴り物が無理だよとか、そういうようないろんな規定をしてしまいますと、せっかくできた地域の交流施設が意味がなくなってしまうと思うのです。やはり町の考えとしては、ぜひとも多くの人たちにこの地域の交流施設を使ってほしいという思いでつくられたと思うのです。そういう意味では、その辺は少し臨機応変にさせていただいて、多少の便宜を図っていただけないかなという気がするわけですが、もちろん管理運営はあくまでも愛風会です。ですから、できれば愛風会にすべてを一任するというわけではなくて、やはり地域から要望があれば、それは町内と一緒に、愛風会と一緒に3者が協働で連携をしてその使い方を協議していくことで何とかその辺しっかりとお願いしたいと思います。

また、この答弁書にも載っているのですが、書いてありますけれども、地域のふれあいサロンだとか、地域の高齢者、障害者、園児などが有効に利用できるという書いてありますけれども、当然北町公民館で行事がある場合にはこういう交流の行事もあると思います。ですから、それ以外でも北町公民館自体でもし冬場にこういうのがあるといった場合には、ぜひ何とか要望を聞いてもらうような形でやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

1つは、現在の北町公民館が施設的には非常に古いということがありますから、その状況も踏まえながら今回施設を整備をしたわけがありますけれども、地域の方に使っていただくという目的で整備をするものでありますから、ぜひ幅広い形で使えるように努力をしていただければいいのだというふうに思うところでありますけれども、ただもう一方では交流施設と小規模多機能という2つの施設が連携するわけがありますけれども、そこが両方がうまく機能するということも考えていかなければならないというふうに思うところでありますから、今後愛風会や北町の皆さんとも協議をさせていただくのでありますけれども、ぜひ円滑にこの利用が進むよう協議会のようなものを立ち上げていろんな課題だとか、そういうものを協議する場をつくっていくようなことを今後検討させていただきたいと思っております。

加納議長
中村議員
加納議長

再質問があれば許します。9番、中村議員。ないですか。

終わります。

それでは、次に孤立死対策について町長に質問を行います。9番、

中村議員。

中村議員 次に、孤立死の対策についてであります。札幌市内の40代の姉と知的障害がある妹が孤立死した問題で、各市町村においても実態調査を既に実施、または今後実施を検討しているようではありますが、土幌町としてはどのように孤立死対策を実施しているのか伺います。

加納議長 町長。

小林町長 それでは、中村議員の2点目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、孤立死ということについてでありますけれども、明確な定義がされているわけではないのでありますけれども、一般的には夫婦、兄弟、親子などで住む人がひっそりと人知れず亡くなり、死後時間が経過していることというふうにされているところでありますけれども、同じような状況でひとり暮らしの場合は孤独死というふうに表示されているようであります。高齢化や、あるいは核家族化が進む中で大きな社会問題となっているところであります。本町においてはこれまで社会福祉協議会に委託をしながら安心安全地域づくり事業や見守りネットワーク事業を実施しているところであります。

安心安全地域づくり事業については、災害時の要援護者等の把握に関することや、それから対象者のお宅に緊急の医療情報キットを設置しながら、高齢者や障害者の安否確認に関することを家庭訪問により把握をするという事業であります。この事業の状況でありますけれども、平成24年1月末の安心安全福祉台帳による登録数というのは、独居高齢者で145件、それから高齢者のみの世帯で33件、それから身体障害者で63件、それから知的障害者が7件、それから精神障害者世帯が3件、それから要介護者世帯が64件、その他で20件ということで、同台帳の登録数は合計で335件となっているところであります。なお、1月末の救急医療情報キット設置は329件であって、安否確認による定期訪問は20件となっているところであります。

それから、もう一つ、見守りネットワーク事業については、高德、互譲、大通、中土幌新南常会の4つの町内会で自主的に要援護者等の安否確認体制づくりを進めていただいているところであります。そのうち高德、互譲常会の2つについては、自主防災組織に取り組んでいただいているところであります。平成24年度においては、新たに5カ所の町内会で見守りネットワーク事業に取り組む計画となっているところであります。

孤立死の予防については、地域全体で見守っていくという必要があるところであり、具体的には最近顔を見ないだとか、明かりがついていない、外出する姿を見ないだとか、郵便物がたまっている等、そういう孤立のサインを見逃さない、あるいは一方ではさりげない気配りなど、地域全体で温かく見守る体制づくりが必要であるというふう

認識をしているところであります。今後町内会や民生児童委員、郵便局外務員等から情報提供や各機関、団体の連携を図りながら予防対策を図っていきたいというふうに考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

孤独死と孤立死ですか、私とは定義がちょっと違うかとは思われるのですけれども、その定義については別としましても、いずれにしても孤立死ですか、これはもう絶対にあってはならないことと、たとえどんな理由があるにしろ何にしろ起きてはいけないということで痛切に感じております。私も社会福祉協議会の理事として見守りネットワーク、緊急医療キット、それから安否確認等、真剣にこれらの事業に取り組んでおりますが、たまたま新聞を紹介させていただきますと、これらの事件があったやさきに、これは3月9日付の某新聞になりますけれども、東京都の立川市の都営アパートの一室で95歳の認知症の女性とその介護をしていた63歳の娘さんが遺体で見つかったという問題で、これは新聞で出ていますし、テレビでも実際にやっていました。女性の部長さんがテレビの前で言っていたようですけれども、この件については非常に大きな問題がありまして、立川市が管理をお願いしている公社が住民と連絡がとれないことを通報を受けていながら職員を派遣するまでに5日かかったということでもあります。さらには、立川市の回答としては、安否確認の緊急性は公社が判断すると、そういう認識にあったようであります。司法解剖の結果、母親と見られる女性の胃の中には内容物が全くなく、いずれも1カ月前に死亡していたと見られるということでもあります。さらに、立川市は、7日の日に民生委員から様子がおかしいと、そこで初めて内輪のほうから話があって現場に行ったということでありまして、そこで初めて民生委員のほうから連絡があって職員が行ったら亡くなっていたという、こういう現状であります。それから、その新聞にも載っていましたが、さらにそこから120から150m離れた南のマンションでは2月の中旬ごろに障害がある4歳の男児と母親が1、2カ月たった状態で見つかったということでもあります。そして、立川市は、2月中旬に見つかったということで、すぐ取り組みについて検討を始めたということですが、そういう検討のやさきに同じすぐそばでこういう事故があったのにもかかわらず、そういう対応していなかったということで、私から言わせると、本当にとんでもない話と、許されない事件だと思っております。

道は、さらにこの事例を受けまして、2日に福祉サービスを利用しない障害者や高齢者らを対象とした生活実態調査を行っているかどうかについて、全179市町村を対象に調査を始めたとのことではありますが、ここでお聞きします。本町にも道のほうから生活実態調査を行う

かどうかについての依頼があったかどうかを伺いたいと思います。

加納議長 答弁をお願いします。町長。

小林町長 道の実態調査の経過については、保健福祉課長のほうからお答えさせていただきますと思います。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健 保健福祉課長、大森よりお答えいたします。

福祉課長 道からの調査につきましては、要援護者を地域で支える体制づくりに関する調査と障害者が住みやすい地域づくりに関する調査が町に来まして、それについて回答しているものです。その中身としましては、把握の方法がどんな方法をとっているかとか、見守りの支援を行う体制づくり、または支援体制の内容についての調査が来ておりました。以上でございます。

加納議長 再質問があれば。9番、中村議員。

中村議員 ここで、それに対して十勝管内の町村でどういう対応とったかというのがちょっと新聞に出ていましたので、2点ぐらい紹介させていただきたいと思います。

まず、新得ですけれども、十勝管内2町の町内会で孤立死対策として高齢者や障害者をマンツーマンで見守る独自体制を創設しまして、1日から活動を始めたということであります。要援護の住民1世帯ごとに住民が1人ということで協力員を張りつけるということでありまして、対象者はひとり暮らしの高齢者、75歳以上の夫婦、それから障害者ら17世帯21人、協力員は近隣の住民に依頼したということでありまして、要援護者に日常的に声をかけたり、生活のリズムや健康状態を把握するとともに、住居の照明やカーテンが同じ状態のままになっていないか、もしくはポスト、郵便物がたまっていないかということでありまして、異変を感じたら町内会役員が連絡し、町に通報するということでもあります。

それから、もう一つ、これは浦幌でありますけれども、65歳以上1,000人を面談をするということでありまして、町は福祉サービスを受けずに自立生活を送っていると見られる65歳以上の町民約1,000人を対象に、2012年度の1年間をかけて独自に生活実態調査を行うということでもあります。人目につかないところで困窮していたり、不安を抱いていたたりする町民への目配りを強めて孤立死などを防ぐという目的だそうであります。具体的には、民生委員24人に担当地域の対象者を全戸訪問してもらおうと、面談式で一人一人から就労や健康の状態、日々不自由に感じていることなどを直接聞き取ると、その後も必要に応じて声かけを続けてもらうという具体的な活動の中身であります。

それと同じように、これは札幌市ですけれども、たまたま当事者が札幌市ということでありまして、事件が起きたすぐ次の日に対象者に対してのアンケートをとったそうであります。そのアンケートの結果

が民生委員の見回りの回数をふやしてほしいと、こういう要望が一番多かったそうであります。どうしても町内会だと少し気を使うという問題がありまして、やはり一番いいのは、気を許される法的に責任のある民生委員の方の見回りを一番希望しているようであります。

それと、これに対して本町のほうとしては、その辺についてはどのように考えているか伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。

これらの事件を受けていろんな取り組みをされているわけでありませうけれども、その地域、町の希望も含めて、例えば札幌市と士幌町では取り組みは違うわけでありませうけれども、それぞれの地域事情によって取り組みをしていくというものでありませうけれども、本町としてはそういう面ではこの事件が発生する前から先ほど申し上げました安心安全地域づくり事業で一定程度把握をしながら進めてきたということでありませうけれども、これらとあわせてそれぞれ地域で取り組んでいただいて、見守りネットワーク事業についても少しスピードアップをしながら組織化をしていきながら、安心、安全、安否確認等の徹底を図っていきたいというふうに思っているところであります。

それから、あわせて話がありました民生委員さんを含めた各機関の連携をとりながら、よりきめの細かい確認作業を行っていただけるよう私どもも努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長
中村議員

再質問ございますか。9番、中村議員。

この機会ですので、もう一つ、これも新聞なのでございませうけれども、最近の話をちょっとさせていただきたいと思っております。

道のほうは、道営住宅に単身で暮らす60歳以上の孤立死、2010年度に5件あったということでありませう。道営住宅です。それから、その前後、7年から9年に関しましては年に3件から6件の孤立死があったということでありませう。これについて道と札幌市側は、7日ですから3月の7日だと思いますけれども、これらを防ぐために電気やガス等の供給業者を交えた初の検討会議を開いたということでありませう。この中身については、道側は事前に利用者本人から同意を得ていれば滞納した際に行政に伝えても個人情報には抵触しないだとか、保護が必要な人を福祉の窓口につなげるため滞納者情報の共有は不可欠と強調したということでありませう。要は道側はあくまでも業者、ガスや電気などの業者と情報を共有したいと、ところが業者からは、確かに有意な情報でいいとは思っておりますけれども、具体的には業者側がどういふふうに答えたかと申しますと、滞納者が膨大であるということであらうなかなかその中から見つけることはできないということでありませうし、また滞納者の中から自分たちが独自に生活困窮者を見きわめるのも大変難しいと、より接する機会があるのは郵便局か新聞配達所であらう

いかということで、私たちよりもそちらのほうに目を向けてはどうかという業者側からの話もあったということで、これも先ほど述べたとおり、立川市と同じように、要は責任のなすり合いというか、人の命がこういう形で討議されてもいいのかということで、非常にこれも寂しい話だなと思ったわけであります。

その中で、ある市では、知的障害者がいる世帯の情報をたまたま民生委員に伝えて、回ってもらったところ、だれから私の場所を聞いたということで、逆にその民生委員の方がどなられたというトラブルがあるとか、またある市によっては子供の障害を周囲に知らせたくない親もいるということで、なかなか地域の支援には本人の了承を得ることが前提となるということで出ております。

これを顧みまして、我が町で言われている、もちろん社会福祉協議会でやっている見守りネットワーク、これらのトラブルを解消する意味ではやはり町内会が独自で見守りネットワーク、これらをやることが非常に有効でないかと思われまます。なぜならば、町内会の人たちはふだんから町内会の人たち、自分の地域に住む人たちについては必ず見回りをしていると、回っているということで顔見知りであるということで、下手したら逆に町や民生委員の方よりも情報が詳しいのでないかと、引っ越して新しく入ってきたときにもその人たちと対応しまして、どういう状態かということで町内会が一番わかりやすいと、そういう意味では確かに町内会でやっている見守りネットワーク、これは本当に重要なことであると思えます。現在町内会では4町内会と、これからあと5カ所ぐらいが町内会でできるだろうということでありますけれども、社会福祉協議会自体で今いろいろとやっていますけれども、やはり限界があるのです。どうしてもその中ではやっぱり町のほうでも応援していただいて、我々社会福祉協議会の一員となって一緒にいろいろな問題について町内会を回っていただいて、これ必要ですからこういうふうな立ち上げが必要なのですよということで一緒に要請をしてやっていただければもっと早くできるのではないかと思います。特に市街区、一番問題なのは市街地だと思います。それが一番孤独死、孤立死に関しては影響があると思いますので、何とかこの見守りネットワーク、私たちもしっかりとバックアップしながら、できれば市街地、全町につくりたいということで頑張るつもりであります。

そういう意味では、最後の話になるのですけれども、見守りネットワークもそうありますけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたように、民生委員や郵便局、それから新聞販売員、それから北電だとか、それからガスの扱っている業者ですか、にも協力を要請して、最終的には町と社会福祉協議会と、それから民生児童委員と、それから郵便局、新聞販売所、それから北電、ガスとがともに共有し合えるような協議会を立ち上げたらどうかとは思いますが、もちろん共有

といひましても民間である郵便局、新聞販売所、北電、それからガスの担当業者について、これはやはり個人情報の問題がありますので、ちょっと難しいところがあるかもしれないのですけれども、その辺の協議会の立ち上げについて町としての考えを伺いたいと思います。

加納議長 町長、お願いします。

小林町長 本町の場合、具体的に社会福祉協議会が中心になって安心安全地域づくり事業や見守りネットワーク事業を取り組んでいるところでありますが、それを基本に進めていくのでありますけれども、またそれ以上にいろんな課題があるのか、どんな隘路があるかということもあろうかと思ひますけれども、一度関係の皆さん、社会福祉関係の皆さんそうでありますけれども、警察だとか各町内の事業者も含めて一回意見交換をして、どんな取り組みができるのかということについては私も民間の方も含めて検討させていただきたいと思ひます。

加納議長 中村議員。

中村議員 これで本当に最後、今実際見守りネットワーク、もちろん高德町内会、私もそこに籍を置いていますけれども、一番最初につくったということで、ただこれがまだ完全ではないのです。というのは、どうしても班の持ち回りということで、それぞれ班長が持ち回ります。もちろんそれも当然個人保護法の問題があります。そして、必ず年度が変わるごとにまた再度要支援者と養護者の関係、これを毎年毎年きちっと確認していかなければならないという大きな問題があります。それと、各班長が毎年かわるということで、もちろん町内会長もかわるでしょう。かわることと思ひます。そのたびにきちっと再度確認をしながらやっていく必要のある大事な見守りネットワークとなっております。ですから、その辺が一応ネックとなつてなかなか各市街地の町内に広がらないのではなからうかと思ひますけれども、しかし大変だから見守りネットをしなくていいという話にはならないので、あくまでも孤立死もしくは孤独死ですか、これを防げるのはやはり見守りネットワークが一番だと思ひます。何とかそれについて私たちもしっかり頑張っていきたいと思ひますし、町のほうも何とか応援、それから最後に私が申し上げました協議会、できればそこまで幅を広げなくていいのかもしれないけれども、いわゆる業者間の応援もいただきながらやれば、これが間違いなく防げるということと思ひますので、最後をお願いして終わりたいと思ひます。

加納議長 町長。

小林町長 見守りネットワークにつきましては、市街地については町内会単位をベースにするということと、それから農村部については公民館単位ということで進めているのですけれども、なかなか進めるためにいろんな課題だとか隘路もあるというふうには聞いているところでありますけれども、町も積極的にかかわりながら、とりわけ市街地の中で進む

ように私どもも努力をしていきたいというふうに思うところでありますけれども、ただ進め方については画一的に全部同じというのではなくて、その地域、地域の特性も生かしながらやっていただければというふうに思うところでありますし、また一方では地域の方に余り負担になるようなことではそれがまた続かないということもあるのでありますけれども、いろんな課題を社会福祉協議会を初め関係の皆さんと協議をしながら、この見守りネットワークの普及を広めるように町としても最大限の努力を今後していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長 以上で中村議員の質問を終了いたします。
ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位5番、清水秀雄議員、2012年度予算の執行について町長、教育長に質問を行います。8番、清水議員。

清水議員 それでは、私は、通告では教育長にも質問を行うようにしておりますけれども、教育長についての質問は前者の質問の中で行われておりますので、重複を避けますので、そのようにご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、町長に2012年度予算の執行について伺います。
野田内閣が推し進めようとしている税と社会保障の一体改革は、庶民には消費税増税と社会保障は年金の引き下げを初め削減ばかりであります。このような状況のもとで執行される2012年度予算について伺います。住民の福祉向上を第一義とする自治体として、高齢者対策は重要な施策の一つであります。頼りにしている年金が削減され、他方で後期高齢者医療や介護保険の保険料の大幅な引き上げが計画されており、低所得の人々に対する自治体独自の施策が必要と思われませんが、考え方を伺います。

脱原発は、世界的な流れになっていますが、自治体として再生可能エネルギーに対する取り組み及び福島第一原発事故による放射能汚染対策についての取り組みの考え方を伺います。

3点目に、TPP参加反対の取り組みは息の長いものになることが考えられますが、その取り組みについて、以上3点について町長の所見を伺うものであります。

加納議長 答弁をお願いいたします。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成24年度の予算編成に当たっては、町政執行方針でも申し上げたとおりでありますけれども、第4期の行政改革推進大綱、さらには高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画のスタートの年度に当たるところであり、効率的かつ計画的な行財政運営に留意をしつつ、第5期町づくり総合計画の主要事業など、時代のニーズを踏まえた施策の展開をすべく、めり張りのある予算となるよう編成作業を行ってきたところであります。

質問の1点目は、高齢者対策ということでありまして、国会においてはただいま清水議員が申されたとおり社会保障と税の一体改革が議論となる中、負担、給付とも流動的な状況であるところでありまして、本町の第5期介護保険事業計画における保険料月額基準は前期より800円増の4,800円となるところであります。高齢化だとか、あるいは核家族化の進行とあわせて、極めて経済情勢が不透明な状況にあつては、高齢者あるいは低所得者に対する対策をよりきめの細かい配意をしながら対応していく必要があるものという認識をしているところであります。

質問ありました本町における高齢者あるいは低所得者に対する町独自の施策についてでありますけれども、1つ目は高齢者等生活費扶助費ありますけれども、これについては低所得高齢者世帯等に生活費の一部を助成をしようとするものであります。平成24年度予算では、192万円を計上したところでありまして、対象者はひとり親家庭で義務教育終了前の児童を扶養する世帯、それから身体障害者手帳の1、2級を所持している世帯、それから療育手帳のA、Bを所持している世帯、それから精神保健福祉手帳を所持している世帯、それから70歳以上の高齢単身者世帯、それから70歳以上の高齢者夫婦世帯を対象として年額4万円あるいは6万円を助成しているものであります。

次に、高齢者の交通費助成についてでありますけれども、70歳以上の高齢者で町有バスの運行地区を除く国道241号線の停留所付近に住所を有する方を対象として、路線バスの1カ月4枚の無料乗車券を助成するものであります。平成24年度における予算措置は、46万1,000円を計上したところであります。

次に、介護保険の居宅サービス利用者の負担軽減措置でありますけれども、訪問介護であるとか通所介護、さらには短期入所生活介護等介護保険の居宅サービスを利用する方で住民税非課税の世帯の方に対して、利用者負担の軽減措置を行うため、サービス利用料の自己負担の4分の1を助成しているものであります。平成24年度予算においては、230万円を計上したところであります。

これらを進めてきたところでありまして、今後においても実態を十分把握しながら適切な対応を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目は、再生可能エネルギーに対する取り組みでありますけれども、本町においては既に家畜ふん尿を原料とするバイオガス実証プラント3カ所設置とあわせて、太陽光発電システムについては土幌小学校、それから土幌中央中学校、それから川西へき地保育所の3カ所に導入をしているところであり、さらに本年度においても上居辺エコ交流館でも太陽光発電システムを設置しているところでもあります。また、一般住宅、あるいは中土幌みのり野団地の太陽光発電についても設置の助成をしているところでもあります。さらに、平成24年度予算においても中土幌公民館への太陽光発電システム設置費用として2,500万円を新規に計上したところでもありますし、一般住宅用太陽光システム助成については140万円、それから中土幌のみのり野団地の太陽光発電システムの助成として116万円をそれぞれ継続すべく予算措置をしたところでもあります。

また、再生可能エネルギー利用促進協議会においてこれまで検討してまいりました新たなバイオガスプラントの建設についても、民間による事業として平成24年度の建設に向けて現在農協、商工会等関係機関による最終的な詰めを行っているところでもあります。町としても、側面的な支援を検討してまいりたいというふうに考えているところでもあります。再生エネルギーについては、今年7月に全量買い取り制度に移行することとあわせて、福島第一原発事故による脱原発の動きが広がる中で再生可能エネルギーの普及が加速されているところでもありますけれども、本町においても地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及推進に精力的に努めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、質問の3点目は、T P P参加反対の取り組みについてでありますけれども、昨年12月の定例町議会において清水議員からの一般質問でもお答えをさせていただいたところでもありますけれども、当面庁内的には課長会議においてT P Pに関する情報収集や影響等の分析を行うとともに、町内的には農業振興対策本部で情報を共有しながら対応をしていくということで回答させていただいたところでもあります。それ以降の取り組みについては、1月6日開催の課長会議においてT P Pに関する情報収集や情報共有のため当面道が開設したT P Pについてのホームページを活用することとし、それぞれの課では課内会議において全職員に周知をしているところでございます。この道のT P Pについてのホームページについては、国からの情報や道内の最新情報や資料も入手することができ、町のホームページからもリンクをできるものであります。また、町民向けのT P Pに関する情報の提供として、3月30日発送の広報しほろ4月号ではT P P協定の影響に関してQ & A方式において掲載をする予定であります。なお、北海道では、農林水産業を初め、経済、医療、建設、労働、消費者などの関係団体

の方々との間で情報共有を目的とした北海道ＴＰＰ問題連絡会議を１月１８日付で設置したところでありまして、これまで２回の会議が開催され、道のホームページでも開催の結果の概要や資料についても公表がされているところであります。

今後の本町における当面の取り組みについてでありますけれども、行政報告でも申し上げたところでありますけれども、ＴＰＰの制度内容、現在の状況、さらには町の産業経済に対する影響などを内容とするパンフレットを現在作成中であり、今後全戸に配布をしながら情報の共有を図っていきたいというふうに考えているところであります。また、農業振興対策本部では、この議会の終了後に本部の審議会を開催をして町内の関係機関によるＴＰＰに関する情報の共有化を図るとともに、今後のＴＰＰに対する取り組み方法について協議を行うこととしているところでありますけれども、当面来月４月１０日には総合研修センターにおいて町民向けのＴＰＰに関する講演会を開催する準備を進めているところであります。今後とも国民に対して十分な情報開示がないまま、国民的な議論が不足のまま、なし崩し的な交渉参加には断固反対をしていく方針であり、関係国との協議の動向を見据えながら、安全な食料の確保、あるいは地域産業、経済を守るという世論を喚起すべく大規模な取り組みも必要であるという認識をしているところであります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。８番、清水議員。

それでは、町長からそれぞれ答弁をいただきましたので、１点目についてまずお伺いをいたしたいと思えます。

町長は、私が問いかけている税と社会保障の一体改革の中で本町の高齢者対策について独自の対策を求めると、どのような対策があるのかということでお伺いしているわけですが、その中で高齢者対策についてそれぞれたくさんここで挙げて説明をされております。これらについては、現在までの施策として行われてきたものというふうに解されるのですが、今年度この中で新たに対策としてこういう事業をやり出すというのはありますか。もしありましたら、それについてお伺いしたいと思います。

加納議長
小林町長

答弁をお願いいたします。町長。

それぞれ細かいところではあるのでしょうけれども、基本的には今年介護保険事業の見直しということですから、介護保険事業の中の事業としてはいろんな取り組みをして、基本的には独自の地域における高齢者対策というのは継続事業が基本だということでお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長
清水議員

８番、清水議員。

ただいまお答えをいただいたのですが、ということは今年度新たに

改めてこういう事業をやりますというものはとりわけてないということだと思います。私は、今高齢者の人たちの置かれている現状はどうかということ、やはり実態を見ていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。冒頭に私が言いましたように、収入面でいえば年金の引き下げが行われるわけです、今後。そのことが予測される中でどのように高齢者の方々が土幌町で安心して生活していくのか、そのためのさまざまな施策ということが必要だと思うのです。そのためには、まず健康で高齢者が生き生きと生活できるという、そういう環境もつくっていくということが必要だと思うのです。そういう点について言えば、やはりさまざまなことあると思うのですが、今特に私が求めたいのは、私もそういう要望を受けて、ぜひ実際に町長が取り組むべきだというふうに考えていることの一つに、今までの施策の中で土幌町はよくやっているなというふうに、私もそれは評価しているのですが、例えば高齢者の冬期就労対策事業というのをやっているわけですから、これは高齢者の人たちの、繰り返しになりますけれども、収入がどんどん下がっていく、そして年金が引き下げられるわけですから、現実そういう中で負担増ばかりか出てくる、そういう点では毎日毎日の生活について不安がある、そうするとどうして所得をふやしていくのか、もう高齢者の人たちにとってはそういうことに対しての取り組みもなかなか困難だということは現実あると思うのです。そういう中において、この就労対策事業というのは非常に大きな助けになっていると、今まで年間10日間あったのだけれども、これをもう十日間ぜひお願いしたいものだという希望があるわけです。この就労対策事業に参加している人たちどれぐらいいるのかなというふうに尋ねてみましたら、40人を超えているのだそうです。季節労働者の人たちの対策に参加している人たちのほぼ倍の人数になっているのかなというふうに思います。参加している人たちの話を聞きますと、だけれどもこれ以上人数がふえたらバスに乗っていけるのでしょうかという不安もあるぐらい、やはり希望者が多いということなのです。それぐらい町の対策に対しての期待があると、逆に言えばそういうことだと思うのです。これに対して十分にこたえていく必要があるのではないかなというふうに、まずそれについてお伺いしたいと思います。

それから、高齢者の健康を支えるという点での一つの考え方として、やはり健康でいるという中では歩くということの重要性、そういう点ではパークゴルフというのは非常に有効だというふうに言われています。そういう点を考えたときに、今清流パークゴルフ場は有料になっています。これは、もう有料はやめて無料にして、お年寄りの人たちがお金の心配なしに気の向いたときに行ってパークゴルフで健康維持できる、そういう状況をつくってあげるべきでないかなというふうに思うのです。現実これはシーズン券では3,000円なのですが、この3,000

円だってやはり重たいと、そういうことでやはり二の足踏んで行かないというお年寄りの人たちがいることも現実です。そういうことについても、当然考えていくべきでないのかなというふうに思います。

足の問題ですが、足というのは交通手段、交通手段の問題ですが、町長はの中で241号線の近隣にいる人たちはこのバスを利用できませんが、そうでない人たちというのはなかなか利用しづらいのです。そういう点では、ほかの自治体でもやっていますが、これをどういう形でやるかというのはそれぞれ工夫が要ると思いますが、コミバス、いわゆるコミュニティバスという、そういう考え方も検討してみる必要があるのではないかなというふうに思います。その点について伺います。

加納議長
小林町長

答弁をお願いします。町長。

まず、前段の部分でありますけれども、いろんな状況の変化ということがあるわけでありまして、それぞれ私どももその時代の状況を踏まえながら単独の事業も取り組んできたところでありますけれども、今後ともそういう状況を見ながらいろんな事業に取り組んでいくということなのでありますけれども、もう一つは従前から清水議員との議会論議の中でもしたのですけれども、すべてただ、一律ただということではなくて、私は福祉においてもやっぱり所得によって負担をしていただくところは負担をしていただくという基本の考えでして、どうしてもお金がないから介護だとか医療が受けられないという、そういうことがないように、それは行政の責任でやっていくという基本的な考え方でしていきたいと思っております。

それで、今まさに年金の問題を含めてそうでありまして、社会保障と税の一体改革の中でいろんな議論がされて方向が示されていくのだと思っておりますけれども、それらをきちんと踏まえながら、そのすき間を埋めていくという自治体の取り組みを今後していかなければならないところでありまして、ただ社会保障の一体改革ということでは、今はどちらかといえば消費税を何%にするという議論が先行しているのですけれども、それもそうなのでありますけれども、将来的に地域福祉をどうするかという青写真をきちんとすべきだという、そういうことについては私どもも国に対して求めていきたいなというふうに思うところであります。

それから、就労者支援対策の失対事業の関係でありますけれども、私ども全部合わせると大体毎年3,000万円ぐらいの予算配置をしているところでありますから、そういう面では十勝、全道的にも失対事業もしているのですけれども、ただ私どもの考え方としては扶助費で交付するよりは働いていただいて賃金で、働くほうがそれは生産性があるわけですから、そういうことで今後とも失対事業については取り組んでいきたいと思うのですけれども、ただやるのでありますけれども、

その予算についてはやっぱりその年の秋なら秋の状況を見ながら配置をするということでは補正という形でしたのでありますけれども、新年度についてもそういう形で補正で前年並みの配置ができるように私どもも取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、パークゴルフのお話がありましたけれども、健康づくりというのは町としても重点的に考えなければならないところでありますし、その中で歩くということも一つ私どもとして取り組みとしてはしていきたいのでありますけれども、足の確保だとか、あるいは料金の問題については今ただということではなくて、それぞれ負担をしていただくということでありますけれども、これらについて3,000円が高いのかどうかという、年間費が高いからやらないということがあるのでありますけれども、それについては私どもももう少しどうなのかという実態を見たいと思いますし、それともう一つ、有料のパークゴルフ場もあるのでありますけれども、有料ではないパークゴルフ場も市街近辺にあるから、そこも使っていただくというふうに考えていただければなというふうに思うところであります。

それから、もう一つ、交通手段のことでありますけれども、町としても今高齢者がふえる中でやっぱり足の確保ということで、コミュニティーバスについては町全体の課題として、それぞれ担当課にはちょっと今いろんな調査をさせているわけでありましてけれども、平成25年度に試行してみるという、そういうスケジュールで24年度にちょっと検討させていただき予定でありますので、ご了解いただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

再質問があれば、8番、清水議員。

それぞれお答えをいただいたところですが、パークゴルフ場は今町内では清流パークゴルフ場だけなのです。プラザ緑風のところにあるのは、本来あれは有料だという考え方でいたのですが、それはあその温泉との関係で無料になっていますから、利用者にとっては料金を払わなくてできるということからいきますと、ほかの町村見てもそれほど多くなっていない、有料化しているというところは。やはりそのところも、確かに町長がおっしゃっているように何でもただということはいかなるものかなという考え方もありますけれども、そこまでやるのかという、逆に言えば。そういう考え方もあると思うのです。何を有料化して、何をお金出さなくても利用できるかというふうに考えていったときに、果たしてパークゴルフ場の有料というのは、これがふさわしいのかどうかということは、これは再度検討してみる必要があるのではないかとこのように思います。重ねてこれは求めたいと思っております。

コミバスについても、例えば音更なんかでもそうですけれども、無

料ではないのです。100円で利用できますとか、そういう形をとっているのです。やはりこれは必要だと思うのです。ただで乗れますよではなくて、有料で100円でどこまででも利用できるという、町内、もちろん限界があるのですが、そういう形でのコミバスの考え方というのはぜひ検討してみる必要あるだろうと、私も高齢者の方にお伺いするのですが、これは確かに心配だなというのが、たまたま私はあその人を知っているからうちまで回ってきてもらって乗せていってもらえるのですけれども、これは非常に危険だと思います。そういうことを考えたときに、これはコミバスということを考えていかないと、何か間違いがあったときにだれがその責任を負うのだと、家族にその責任をしょわされたら、これはとんでもないことになりますから、そういうことを考慮したときにコミバスというのはもうそろそろ考えていかないと、今後進むであろう高齢化率を考えたときにもそれは必要だということで、再度そのことについて考え方を求めたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

1点目は、パークゴルフ場の無料がいいのかどうかということでありまして、私どもも負担をして経費を考えれば大体同じことになるのかもしれませんが、そうすると清水議員のおっしゃるとおりただでもいいのでないかということではないのですけれども、ただ、今の協働のまちづくりの考え方からいけば、やっぱりそれぞれ使う人が負担をしながらやっていただくということが私は考え方としては正しいのだらうと思いますけれども、ただ、今言われているように、高齢者の皆さんがそのためにやれないということであるのであれば、一回実態を見てみて、例えば高齢者については無料にするとか割引をするということも少し検討してみたいと思いますけれども、基本的には今行っているパークゴルフとゲートボールについては有料でやるということについては続けていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、コミバスについては、私ども今担当課あるいはプロジェクトチームでいろいろ検討させていただいているのですけれども、病院に行くだとか、特に今買い物に行くために、そのためには足の確保ということが極めて重要になってくるということでもありますけれども、とりわけ高齢化と含めて核家族化の中ではコミバスということも検討しなければならないということで、先ほど申し上げましたとおり、何とか平成25年度に試行的に実施できるような方向で24年度検討していきたいと思いますけれども、ぜひまた議会のいろんな意見も賜りながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加納議長

再質問があれば許します。

(何事か言う者あり)

加納議長 ちよつと暫時休憩。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

加納議長 休憩を解き再開いたします。

清水議員 次の質問に移ります。2問目ですが、再生可能エネルギーについては、私は昨年的一般質問でもこのことについてお伺いしています。町長は、本町の場合は、この答弁の中でも述べていますけれども、考え方としては再生可能エネルギーについての取り組みということで、バイオガスについての取り組みを今後継続的に進めていきたいというふうに答弁されています。そのことについてどのように、この中ではそのことについてはとりたてて言うておりませんが、そういうことで今後本町の畜産の経営状態見ても、畜産農家の人たちの希望についても伺いますと、できることであれば取り組んでみたいと、1つにはふん尿処理ということもありますし、もう一つは今現在政府の再生可能エネルギーについての買い取り価格というのは、電気の買い取り価格というのが決められまして、そのことに対しての期待というのも一面ではあるのだというふうに考えられますが、そういう点での今後持続的にそういう方向で検討していく、今直ちにやるということについてはなかなか困難性があるかもしれませんが、そういう点での持続的な進め方を検討していくということは必要だと思うのです。これは、取り組む生産者の人たちとの話し合いも必要ですから、そういう点でどこまでどういう形で進めるかという具体的な取り組みを進めていくべきだというふうに考えるわけですが、その点について伺います。

加納議長 町長。

小林町長 それでは、再生エネルギーのうちのバイオガスプラントについて質問いただいたのでありますけれども、ご案内のとおり、平成15年、16年に町の実証施設として3基設置をしたものでありますけれども、北海道の中で全体的には余りうまくいっていないのだけれども、その中では本町の3基については比較的順調に稼働しているところでありますし、さらには8年くらいになるのでありますけれども、その中では推進するための課題も明らかになってきたところであります。先ほどお話ししましたように、町、農協、商工会の3者で協議会を創設して検討してきたところでありますけれども、町がこれまで3基、町の事業としてやってきたのですけれども、今後は農協だとか生産者を中心としたバイオガスプラントの設置を推進をしていくということを検討したところであります。それで、基本的には私ども、鹿追町は集中型ということでありまして、本町の酪農の規模が大きいということもあるのと堆肥の運搬だとかということを考えれば、個別型で整理

をしていこうということで進めるものでありますけれども、進め方としては売電を含めたエネルギーということもあるのですけれども、やっぱり畜産環境の改善だとか、さらには液肥を畑作農家に還元するという循環型農業というのですか、土づくり対策として進めていくということで、1年間それぞれ関係の機関で協議をいただいたのでありますけれども、1つは建設費が高いのと、それからランニングコストでなかなか合わないという問題が今まであったのですけれども、基本的には個別型で今検討しているのは、事業費が今民間でやると2億円を超えるという、一般の業者がやるとそのくらいなのですけれども、何とか1億円くらいでやれないのかということと、それと先般来関係の皆さんも行っていただいて農林水産省ともいろんな協議をしながら、国の支援をいただくということで現在先ほども申し上げましたけれども、詰めの作業をしているところでありますけれども、そういう形でエネルギーの持続可能というより、畜産の持続可能という、そういう視点も持ちながらバイオガスプラントについては本町の再生可能エネルギーの取り組みの大きな柱として今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。

加納議長
清水議員

再質問ございますか。清水議員。

先ほども申し上げましたけれども、ただいま町長から本町の場合のバイオガスプラントについての考え方、個別型ということで、当然経営規模からいってもそういう形がふさわしいのかなというふうにも考えていますし、そういう点での地域の人たちとのかかわり、そういう点で特に町の中では春先になりますと、堆肥の散布の時期になると非常に悩まされるということもあって、ぜひそういうことを解消するためにも、そういう対策のためにもバイオガスプラントの考え方というのは必要ではないかというふうに考えますので、ぜひその点についての進め方を具体的に進められるように取り組むべきだというふうに考えております。

次に移ります。T P Pの問題であります。これは、この中で町長は、3月30日発送で、広報しほろでT P P協定の影響に関してQ & A方式で掲載をして、町民にT P Pについての問題点をぜひ周知したいということでの取り組みだというふうに思うのですが、この問題で確かにそういう方策も必要ですし、町民向けにさらに4月の10日には講演会も開催する準備もしているということを掲げていますので、そのことについては非常にいい取り組みとして適切な取り組みだろうというふうに思っています。実は先月でしたけれども、音更農協の青年部がこのT P P問題について酪農学園大学の教授のユウ・キョンヒ先生に講演をしていただいたという経過があります。私も参加して、期待したほどの人数ではございませんでしたけれども、青年部がそういう形でこの問題に取り組んでいるということについて、なかなか青年が、若

い人たちがそういう形でこの問題について取り組もうということについての意欲というのを非常に頼もしく見ていたわけですが、この問題で実は何か農業者だけがそういう形で取り組んでいて、農業者のエゴでないかというふうにとられがちだと、そのことに対してTPPについての取り組みにちょっと腰が引けているような、そういう嫌いもあるわけですが、決してそうではないのだというところを多くの人たちに理解してもらうためにも、ぜひそういった取り組みについて進めるべきだというふうに考えているところではありますが、この講演の内容についてはどんなことを計画しているのかお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

私もちょっと中身については聞いていないのですけれども、協議の中身については産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長

産業振興課長。

堀江産業
振興課長

現在農対本部の中で協議中ですが、講師の都合もございまして、調整中なのですが、今の現段階では北海道大学の先生にお願いしようかということで考えております。詳細につきましては、この議会閉会後の農対本部の審議会の中で決定していったら、さらに皆様に周知していきたいと考えております。

加納議長

よろしいですか。再質問があれば。8番、清水議員。

清水議員

先ほども申し上げましたけれども、やはりTPPについては農業者だけの問題ではなくて、行政全般にかかわってきて、そのまま進めるということを許してしまえば、地域が崩壊するということもあるわけですから、頑張ったけれども、だめだったということでは済まされない問題です。ですから、冒頭申し上げましたけれども、これは息の長い運動になっていくと思うのです。今までのこういう運動というのは、一時期頑張れば、その後今申しましたように頑張ったけれども、やられてしまったなということで終わってしまったものというのはたくさんあります。しかし、このTPPについては、そういう形で決して終わらせることのできない問題だということに、本当に長い取り組みになるけれども、政府の進めるものについてどうそれに対抗していくかということですから、一方ではマスメディアを使って大量に宣伝してくるわけです。それに対して我々がどういうふうに立ち向かっていくのか、そのことを許せばどういうふうにこの地域が崩壊してしまうのかということ十分に住民に知らせる必要があると思うのです。そういう点での取り組みをぜひ強めていくためには、組織的にもここでは言っていますが、対策本部を立ち上げていますから、その中で進めるというふうにはしているのですが、十分な取り組みを今後の中でも強く求めていきたいと、そのことについての考え方を再度お伺いしておきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、よろしいですか。

まず、TPPというのは、農業だけではなくて24項目にわたってあるわけでありすけれども、注目されるのは今農業と医療にかかわってでありますけれども、ただ、今清水議員がおっしゃったように、いろんなところでいろんな話を聞いても農業者だけ、あるいは農協が悪いというような話も随分出てきて、農業のエゴだというふうに言われているところでありすけれども、ただそういう意味では北海道全体的にいけば、やっぱりそれは農業というのは1つは食を守るという基本的な考え方でありすし、もう一つは特に本町の場合は大きな影響を受けるのでありますけれども、農業だけではなくて、やっぱり地域の産業経済が崩壊するという、そういう認識を抱くわけでありすし、十勝も北海道もそういう位置づけで、北海道においても北海道の近藤道経連会長を中心として経済界もやるということでありすし、十勝においても確立懇話会を設置しながら、行政、それから経済界、さらには農業界が連携をして取り組むということでありすから、今後ともそういう形で取り組みをしていくわけでありすけれども、いかにこのTPPが何かということ、どんな影響があるかということをやっぱり農業者だけでなく、幅広くきちんと認識を持つことが当面極めて重要だということでありすから、今年秋までにはいろんな形で山場は来るのでありすけれども、そういうときにきちんと認識して対応できるように、当面は先ほど申し上げたように町民の皆さんにTPPが何かということを通認識を持てるような努力を今後していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

再質問ございますか。清水議員。

先ほども申し上げたのですが、音更で農協青年部が主催で行われた講演ですが、ユウ・キョンヒ先生は韓国のFTAから何がわかるかという、TPPというのはFTAの規模を大きくしたものであるということで、韓国のFTAによって韓国がどのような影響を受けたのか、そのことからTPPはこういう危険をはらんでいるのですよというお話をしてくれたのです。こういう資料を使いまして、それぞれ細かく説明をしていただきました。そういう点では、非常に私もこんなことが起こったらとんでもないことだというふうに思ったわけですが、そういう点ではこういう先生にもしお願いできるものであれば、ぜひ士幌にも招聘してそういうことをやっていただけたらなというふうに感じたわけですが、先ほど産業振興課長からそのことについてはお話がありましたけれども、これからでも間に合うものであれば、そういう点での先生にお願いしての講演ということも可能であれば、そのところもぜひ進めていただきたいということで、どのような取り組みになるか、そのことについてお伺いして質問を終わります。

加納議長

答弁をお願いします。町長。

小林町長 今意見がありましたから、今後私ども担当課と農協を中心とする農対本部の事務局レベルで講師も含めて検討されていくので、そのことについては私どもも検討の一つとしてちょっと意見反映をしていきたいと思ひますし、ただ今回の講演会が今回1回で終わるのではないでしょうから、今後の開催の中で清水議員の提起のあった内容については検討させていただきたいと思ひます。

加納議長 以上で清水議員の質問を終了いたします。
ここで3時10分まで休憩といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

始める前に、再質問に入ったときに一問一答ですので、1つ質問したら1つ答えてもらおうと、1つの質問の中に答えが2つ欲しいとかそういうことでなくて、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問順位6番、飯島勝議員、土幌町の機構について町長に質問を行います。2番、飯島議員。

飯島議員 それでは、町長に質問させていただきます。

土幌町の機構についてということであります。平成18年4月よりグループ制の機構に変更してから6年が過ぎようとしていて、管理職の人員削減にはなっていると思ひますが、現段階で庁舎内の機能が十分果たしていると言えるのだろうかということであります。

最近の新聞の報道であります、40代の女性と知的障害のある妹が遺体で見つかり、妹の面倒を見ていた女性が病死し、残された妹が飢えと寒さで命を落としていたというようなことがありました。また、東京に移住して体調を崩して就職もできなくて、60代の両親と30代の子の3人が餓死と思われる状態で発見されたことが報道され、SOSも発せず、公共料金が何カ月か未納であったことが後でわかり、何ともいたたまれないニュースでした。日本では、病院のカルテから年間700名ほどの餓死者がいるという報道にも大変驚きました。きめ細かな行政を求めつつ、職員を減らし、グループ制により管理職の守備範囲が広がり、目配り、気配りが届かないようなことが要因と言われないう配慮すべき事件だと思ひますが、町長はグループ制の機能が十分果たしていると思ひているかお伺ひしたい。

加納議長 答弁をお願いいたします。町長、

小林町長 それでは、飯島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

町の組織機構については、平成14年の12月に策定した平成15年度から平成17年度の3カ年にわたる第1期の土幌町行政改革大綱におい

て、地方の行政を取り巻く環境が厳しくなるとともに、住民の要望が多様化する、あるいは高度化する、さらには地方分権が進む中においては行政組織機構の簡素合理化という一方で、効率的かつ機能的な組織機構づくりを推進すべくという方向が示されたところであります。このような背景のもと、組織の横断的連携体制を構築すべくグループ制の試行として、平成16年度から当時の保健課と福祉課の2課6係を統合して1課2グループ制としたものであります。その後段階的に平成18年度には町民課、建設課、農政課、商工緑地課、教育委員会管理課、社会教育課においてそれぞれグループ制を導入するとともに、平成19年度には総務課と企画課を統合しながらグループ制を実施してきたところであります。グループ制については、1つは係間の事務事業の格差であるとか、繁忙期の職員配置の硬直性など、これまでの係制が抱える課題を解消しながら、組織の動態化と職員の協働性を確保して内部調整に費やしている時間やエネルギーを住民サービスの向上に振り向け、かつ政策推進のスピードアップを図るといふ、そういう目的で体制づくりをしているところであります。

質問は、グループ制の機能が十分果たされているかということであり、すけれども、組織機構の見直しにあつては前述したとおり合理的かつ効率的な組織であるとともに、住民サービスの機能を十分に発揮できる、そういう視点を持って取り組まなければならないものであります。1つ、合理的かつ効率化ということについては、関連業務を集約した課の体制とあわせてグループ制の導入によって高校職員、あるいは看護職員、介護職員など技術職員を除く町の職員数については平成10年に180名であったものが平成19年には161名、平成23年には148名と、この期間32名の減となったところであり、より効率化ということでは大きな効果が上がったものと考えているところでありますが、飯島議員の質問にありますサービス機能の発揮ということについては、一定期間が経過した時点で検証する必要があるものと認識しているところであり、平成18年度にグループ制を導入して5年となるところでありますけれども、その効果等の実態についても検証を行うこととして、庁内職員18名で構成する職場活性化委員会という組織があるわけであり、すけれども、その職場活性化委員会において現場検証をするよう指示したところであります。その検討の集約結果としての報告もされているところでありますけれども、1つ目はまだ十分な効果が出ているとは言えない、それから2つ目としてはそのメリットを生かせるよう趣旨の再徹底を図る必要があるということと、それから3つ目としては課長の下に主幹職を配置しているわけであり、すけれども、その権限を明確化する必要があるということ、それからさらには4つ目としては必要に応じて組織の見直しが必要になるということと、5つ目としては当面継続をするという、そういう中身で報告がされたところ

ろでありますけれども、今後この報告も参考にしながら町としての検討協議を行ってまいりたいと存じます。組織機構の充実については、これまで進めてきた行政改革や文書管理とあわせて行政を推進する上で重要な3要素であるというふうに認識をしているところであります。今後においても効率的かつ機能的な組織づくりに精力的に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。2番、飯島議員。

職場活性化委員会が行われて見直しをしたのだよということで今報告がありました。十分な効果が出ているとは言えない。グループ制というのは、非常にある面ではすばらしい部分もあるかというふうには僕もよくわかるつもりでいるのですが、ただどんなすばらしい機構であったとしても、やはり時間がたてば十分にそれが発揮できないということもあるのではないかなというふうに思います。今の活性化委員会の中で、やっぱり十分な効果が発揮しているとはどうしても言えないよということがまず1点と、メリットが生かせるようにさらに趣旨を徹底したいというようなこともありました。また、主幹職の権限も明確にしようということだとか、必要に応じてやっぱり組織を見直そうというようなものであります。

十勝管内でグループ制を一度されてやめたというのか、もとに戻したというのか、そういうところがどのぐらいあるのかちょっと教えてください。

加納議長
小林町長
加納議長
後藤総務
企画課長

町長。

総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

総務企画課長。

総務企画課長、後藤のほうから説明をさせていただきたいと思います。

すべての情報を掌握しているわけではございませんけれども、私の知っている限りでは芽室町、それから大樹町、この2町についてはグループ制の廃止をしているというふうに聞いております。

以上です。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。2番、飯島議員。

ただいまの2町村ぐらいは、まず間違いなく十勝管内であるだろうということでありました。それぞれの町村でもやはり今のようなもとに戻したほうが良いという判断をされた原因とかきっかけみたいなものがあつたのではないかと思うが、それは掌握されていますか。

加納議長
小林町長

町長。

ちょっと私も具体的には聞いていないわけでありましてけれども、総務企画課長のほうでそういう情報が入っていればお答えをさせていただきたいと思います。

<p>加納議長 後藤総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。 お答えをさせていただきます。 先ほど来から出ております職場の活性化委員会、当然この委員会の中でもこのような議論はされているわけでごさいます、ただそれぞれ今私が申し上げました2町のもとに戻したような状況、それについて聞き取りをしているわけではございませんけれども、ただ私どもの職場の中でこれについての検証を実施していった中では恐らく同様の話も出ていたのだろうと、そんなふうにも思っているわけですし、先ほど来委員会のほうから報告がありました5つの項目、これをもう少し深く掘り下げていけば、おのずとその辺で改めたという理由にもつながってくるのかなと、ただ本町の場合はそうではなくてももう少しこの体制を整えながらさらにいい方向にという姿勢でございますので、その辺はそこの町々の考え方があろうかというふうに思います。</p>
<p>加納議長 飯島議員</p>	<p>再質問ございますか。2番、飯島議員。 例えば芽室町では、私の聞いた範囲では、指揮命令系統が不明確なのだというようなことがわかりづらい、町民にとっては非常にわかりづらい、あるいは今担当がいなくてお答えできませんというのか、そういうような言葉もあったようにお聞きしていて、やはりもとに戻したほうがよかったというようなことからもとに戻したのではないかというようなことであります。 それで、私もう一つどうしても聞きたいことは、土幌町には個人情報保護条例があります。ここでちょっと聞きたいのですが、まずその前に札幌のほうで3月7日ですか、先ほど中村議員もおっしゃっていましたが、お姉さんと障害者の妹さんが亡くなっているのが見つかったという話のところで、そのことから始まって業者と行政がお話し合いをして情報を業者のほうからももらえないだろうかというような話があったということで、業者のほうはなかなか自分のほうから言えないということだったそうです。土幌町の個人情報の保護条例の中に実施機関というのが規定されていて、この中には行政という言葉は入らないのでしょうか。これなぜ聞きたいかという、その実施機関は本人の承諾なくとも生命や身体や財産に特に緊急な場合は情報をとれるという、収集できるというようなことがあるというふうにしてあると思うのですが、そのことからその実施機関の中に行政というのが入っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 グループ制も新しい仕組みですから…… (何事か言う者あり)</p>
<p>小林町長</p>	<p>グループ制にかかわって、まだ私どもも5年でありますからいろんな課題もあるのではないかと。1つは、職員の意識の持ち方というのですか、新しい中でどう機能を生かしていくかという、そういうことで</p>

ありますし、それからもう一つは人事の発令も私はグループまでしか発令しないのです。あとグループの中でどう配置するかというのは、課長なり主幹の配慮でやるということですから、その課の自主性で判断していますから、そういう面では少し課の自主性を持ったという、そういうシステムでありますけれども、今言われたように、指揮命令だとか情報が共有されないというのは、それはちょっと違うのかなと私は思う。むしろ係ごとに持っているより、少なくともグループなり課の中でこれからは情報をきちんとみんなが共有しながら対応、少なくとも窓口対応くらいはできるような、そういうサービス体制にならなければならないのでありますけれども、そういう面では今までの課係体制よりはグループ制のほうがより共有するのですけれども、ただその取り組み方によってはいろんな差が出てくるのでありますけれども、今後の検証の中でそういう問題がどこに問題あるのかということをおもも組織として検討していきたいというふうに思うところがあります。

それから、後半はどうなのですか、議長、個人情報の関係は。

加納議長

今これ機構、質問書にないところに触れているので、却下させていただきたいと、個人情報のほうは。よろしいですか。

飯島議員

私としては、関連すると思っていたのですが、やはり指揮命令系統が十分ではないぞというようなことになれば、当然一番上に立つ課長の人が目配り、気配りやってきめ細かな住民サービスをするということになれば、やはりその課長になった者がその課内とかグループ内を十分掌握するというのか、指揮命令をしてこういうふうにやれとかいう話にならなければいかぬと思うのですが、そういう中で例えば個人情報のことを今言って、議長はだめと言われたので、これ以上言ったらだめだと思うのですが、私としてはそういう意味で行政の中で、この実施機関の中に町長という言葉が入っているのです。だから、町長であれば、やっぱり行政そのものだと僕は思うので、情報を収集する権限があるのではないかなというふうに思って質問をしようかなというふうに思ったのですが、この話はどうやら議長からとめられましたので、ここでとめたいと思います。

私も、随分昔になると思うのですが、サラリーマンやっていたときに、私の直属の上司からおれの予測する範囲で仕事やってもらわなければ困るけれども、ただ期待以上のことはやってくれよということは言われた経験があって、やはりこれがきっと多分今の課長さんに求められることなのではないかなというふうに思うのです。そうなってくると、やはりその課内、町民が窓口に来て、係がないので、答えられませんという言われ方はちょっといただけないというふうに感ずるので、その辺のことからいうと、これからの中で特にその辺のことが十分対応できているような形がいいなというふうに思いますの

で、特にその辺はお願いをしたいなというふうに思います。

それから、先ほど人員削減で40何名の方減らせたということでお話がありました。私としては、人員が減っても十分機能が果たせる、それは忙しい部署と忙しくない部署とがあったのを、そういう格差を減らそうということでこういうグループ制にしたのだよということであろうというふうに思うので、そういうふうに減らしても仕事は十分できているというか、住民サービスについては対応は十分できるよということが僕は機能が発揮したというふうには思うので、その辺をいま一度、いや、大丈夫だと言ってほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

住民対応としては、係がないからというのはなるべく避けるようにしなければならぬのですが、ただ不正確なことを言うよりは後で届けるからという、基本的な対応としてはそういう対応していかなければならぬわけでありましてけれども、ただ先ほど申し上げましたとおり、少なくともグループの中では基本的な情報をみんなで共有していくと、それは重要なことですから、少なくとも基本的なことについてはそのグループ内でお答えをしていくということ、これはそんなに簡単なことではないのかもしれないけれども、やっぱりそういうことを目標に取り組んでいかなければならぬというふうに思うところであります。

それから、先ほど言われたように、課が減ったのでありますから、課が大きくなったので、課長の持つ範疇というのはそれなりに大きくなるということは間違いないのでありますけれども、ただそのほかにグループごとに主幹という、そのグループを束ねる主幹というものを配置していますから、そう配置している中では必ずしもきめ細かさがなくなるということではないのでありますけれども、先ほど活性化委員会の報告の中にも、主幹職がうまく生かされるかどうかということを私どももいま一度検討しながら生かせるような方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、組織にはより効率的になったのですが、私どもこれを検討するときには当時課の中に2人係って結構あったのです。係長と係ということがあって非常に効率が、例えば2人係が2つあれば4人の職員なのですけれども、それを一緒することによって例えば3人でやれるのかということも十分あるのだと思うので、そういう効率化というのですか、弾力的にやるということでやっぱり今のグループ制のほうがより臨機応変に対応できる体制だということでもありますから、ぜひそういう機能を生かしていきたいというふうに思うのでありますけれども、ただ言われるように、いろんな職員から言われるようにいろんな課題もありますから、そこは少し職員ともしっかり議論を

<p>加納議長 飯島議員</p>	<p>しながらグループ制が生かせるような努力を今後ともしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
	<p>再質問ございますか。飯島議員。 多分最後になると思うのですが、1つだけ私の提案なのですが、ただ単にデータを打ち込むだけの役割の部分もありますよね、その仕事の中で。そういうときにグループの中の1人が対応するのではなくて、例えばそのときだけは外部から人を入れてでもデータ入力させる、ただしそのデータ入力したものがきちっと打たれているかどうかはやっぱりきちっとその責任ある方々が対応しないと、間違っただけのデータを打ち込んだまま、それがどんどん出ていくのでは困ると思うのですけれども、例えば役割分担の中で特に専門職的な形のものであれば、そういう方を一時的にでも対応して負担、仕事を量を減らすというようなことができないものかどうか、特にこれはやってほしいというのが私の気持ちなのですが、最後にそのことを求めて終わらせていただきます。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 やっぱり機能するためにはいろんなことを考えなければならないわけで、1つは常日ごろ私が業務を見ていて思うのは、課長は課長の仕事がありますし、それから主幹は主幹の仕事がありますし、それから主査は主査の仕事があるのだと思っておりますが、そういう面で今役割分担というふうにお話がありましたけれども、そういうことをやっぱり組織全体としてきちんと位置づけをしながら分担をしていくということが必要でありますし、そういう中で先ほど言ったようなチェックだとかなんともやっていくということでもありますから、それと専門職的な職員が必要であれば専門職員を短期的に入れるということもありますし、それから単純な一般の業務なら外部委託をするとか、あるいは臨時的にパートを雇うという、そういうより能動的な組織運営もしていくということを考えないと、やっぱり組織というのは硬直してしまうわけでもありますから、今出された意見について私ども十分踏まえながら今後の組織づくりに生かさせていただきたいと思っております。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。</p>
<p>和田議員</p>	<p>質問順位7番、和田鶴三議員、防災対策について町長に質問を行います。 私は、防災対策についてお伺いをしたいと思います。 昨年3月11日の東日本大震災から早くも1年が経過しました。地震、津波で破壊された被災地及び東京電力福島第一原発の水素爆発による放射能汚染事故に対する関係住民の避難誘導は、国として基本的な対応の遅れから混乱を招き、また復旧、復興について依然として進んでいません。人類は、過去に幾多の自然災害を受け、そのたびに自然災害の恐ろしさを経験し、その時々には防災対策を話し合い、万全な対策</p>

をとってきたと思われま。しかし、人々は、時が経過するにつれ、いつの間にか生活の便利さに流され、防災対策がおろそかになっています。災害は忘れたころにやってくるといいますが、最近はそうでもないようです。災害は、とうとい人命とかけがえのない財産を奪っていつてしまいます。住民の生命と財産を守るため、自治体が当然やらなければならない防災組織体制と住民自身が身を守るためにやるべき自主防災体制があります。3.11の教訓を受け、今までの防災対策を見直し、新たな取り組みが始まっていますが、いつごろ公表されますか。また、住民自身が防災意識を持って立ち上がるのが本来ですが、自治体として住民に対する啓蒙活動をどのように考えているか、町長の所見を伺うものです。

加納議長 答弁をお願いします。町長。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災からちょうど1年を迎えたところでありますけれども、マグニチュード9.0と国内最大規模の地震による想定外の津波と原発事故による放射能漏れと、まさに未曾有の大災害となったところであり、いまだに復旧、復興が進んでいない状況のところでありま。この災害を受けて、今後の防災対策が大きな課題となっており、現在各自治体においてもそれぞれ地域防災計画の見直しが行われているところでありま。本町においても、去る2月28日に地域防災会議を開催し、1つは耐震基準を満たした施設への指定避難場所の変更ということと、2つ目としては福祉避難場所の設置及び運営マニュアルの制定ということと、3点目としては避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの制定など、計画の一部見直しを行ったところでありま。

質問の1点目については、いつごろ公表されるということでありますけれども、この内容については4月に実施予定の春の町づくり懇談会、あるいは広報しほろ5月号で町民の皆さんに周知をしまる所存でありま。なお、現在国においては、中央防災会議において防災基準の抜本的な見直しを行われているところであり、追って開催される北海道防災会議の決定に基づき、国、道から示される基準によってさらに計画の見直しを実施をしまる予定でありま。

次に、質問の2点目は、自主防災組織の啓蒙活動でありますけれども、自主防災組織については地震などの災害が発生した際に家屋の倒壊であるとか道路の寸断、断水、停電、火災などの発生など二次災害が想定されるところでありますけれども、この場合行政の防災活動では限界が予想されるところでありま。このような場合の被害のより軽減を図るために、自主的な防火活動、あるいは被災者の救済活動、避難誘導など、地域住民による組織的な防災活動を行うものでありま

す。町では、これまで町内会あるいは公民館などを単位とした自主防災活動を目的とした組織づくりをしていただき、日常的な見守りと生活の支援を通して地域内の災害時の要援護者の避難活動について駐在員会議、あるいは公民館の運営会議などで住民の皆さんに協力をお願いをしてきたところであります。また、先ほど清水議員の質問でもお答えしたとおり、土幌町社会福祉協議会において取り組んでいる高齢者、障害者への見守りネットワーク事業については、災害発生時に地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、平常時から災害時要援護者の実態把握に努めながら、情報伝達、避難誘導、救助などの体制づくりを町内会、駐在区、あるいは民生児童委員、地域住民の方々の協力を得て、地域住民が自主的に被災者の安否確認や避難活動ができる体制づくりを推進をしたところであります。この事業とも連携しながら、町内会などで説明会を開催し、組織の設立を呼びかけているところであります。今後においても国、道の基準等の改正を見きわめながら、地域の皆さんと意見交換をしながら、自主防災組織の整備及び防災対策の充実に取り組んでまいりたいと存じますので、一層の支援、協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。10番、和田議員。

今町長の答弁の中にもありました、防災対策というのはペーパーで配られただけではなかなか浸透しないというのは事実だと思います。そういう点では、本町の場合は職員、町長を初めとして防災対策ということで訓練をされているわけですが、住民のほうの関係からしますと、住民がそれでは常にそういう防災対策での訓練や何かされているかということになりますと、そういう形にはなっていないというのが現状でないかと思えます。それで、今各公民館だとかいろいろなまた行政懇談会の中でそういうことを発表しながらやっていくということなわけですが、これは担当が恐らく総務企画課になるのだろうと思うのですが、総務企画課としては住民が本当に防災対策ということで訓練や何かをされる場合にどういうふうにして考えておられるかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

今言われるように、1つは防災計画の見直しと周知をするとともに、防災訓練の実施ということも重要でありますけれども、具体的には防災担当については総務企画課の総務グループで担当しているわけでありまして、そこら辺の中身については総務企画課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

加納議長
後藤総務
企画課長

総務企画課長。

和田議員おっしゃるように、本町では住民の皆さんとともに実施をしている防災訓練、これは実施はしておりません。ただ、必ずしもそ

うかというところではなくて、役場の防災訓練ありますので、ここには平日ですので、お客さんも来ていますので、その方々も一緒に避難訓練に参加はしていただいております。また、それぞれ老人ホームだとか病院だとか、そういう出先の部分においても同じように、そういう施設についてはそういう訓練を実施しなければならないことになっておりますので、消防署の指導のもとでそういうものを実施しております。ただ、和田議員が今おっしゃっているのはそうではなくて、本当に町会単位、あるいは市街単位、地域単位と、そういうことでの防災の訓練なのかなというふうには思うのですけれども、ただこういう時世というか、こういう状況の中にありますので、やはり皆さん関心が非常に高いですので、ある程度一定程度の被害等も想定しながらどんなような避難訓練、あるいはそういうことがいいのか、うちの土幌町にとってどういう形の訓練がいいのか、その辺ももう少し詳細を詰めながら検討してまいりたいというふうに思っています。

加納議長
和田議員

再質問ございますか。10番、和田議員。

地域ではまだそういう形はとっていないということで、本町の役場を中心とした学校だとか病院だとか特老だとかというところについてはやっておられるということなのですが、地方に散らばりますとそういう形にはならないと、なかなか本町のところまで見には来れないというようなことで、それでは何が必要なのかということになれば、やっぱり文書で回して、はい、わかりましたねということだけではなくて、各行政区単位に講演会を開く等を組みながら学習活動をしていくべきではないのかなというふうに思いますが、その点についてはどう考えておりますか。

加納議長
小林町長

町長。

講演会等を開くかどうかは別にして、より防災計画等の中身をわかりやすく周知する方法については今後より留意をしていきたいというふうに思うところでありまして、それから災害起きたときの町内の状況を把握するということが極めて重要になりますけれども、私ども職員の初動マニュアルというものを全職員に配置しながら徹底をしているわけでありましてけれども、まず防災担当は総務企画課が全体を掌握するわけでありましてけれども、災害があった場合、地震だとか集中豪雨もそうなのでありますけれども、町のインフラ関係については建設課が全町を見回る、それから農業等の生産被害については産業振興課、あるいは高齢者等だとか障害者にかかわる住民にかかわっては保健福祉課が見回りをして情報を周知するという、そういう取り組みをしているわけでありましてけれども、これらの取り組みとそれぞれ町内ごとに自主防災組織の取り組みをよりリンクして取り組むよう今後とも進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長

再質問ございますか。10番、和田議員。

和田議員 それと、各町内会には今パートナーシップ事業ということで町と、それから住民がきちっとスクラムを組んで、そして行動するという事になっていますよね。その中には、今どちらかというところ除雪対策だとか、それから病気、今物がたまっているとどんなことになっているのかということとはほかの議員からもありましたが、そういう形でやっておられるわけですけれども、そのほかに今のパートナーシップ事業の中に防災対策の関係についてどういう形でやるべきかというようなことを町から発信すべきでないのかなというふうに思いますが、どう考えておられますか。

加納議長 町長。

小林町長 今言われましたパートナーシップ事業の中には、地域の防災に係ることもメニューとしているわけでありましてけれども、具体的などんなふうに現在取り組みがされているかということについては総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長 総務企画課長。

後藤総務
企画課長 パートナーシップ事業につきましては、従来から実施をしてきている事業でございまして、議員ご承知のとおり、この中に今町長申し上げましたように防災の部分として明確にその部分を位置づけしているわけではございませんけれども、独居老人の見回りだとか、あるいは声をかけるとか、地域の中でそういう高齢者あるいは弱者の方々に対してのいろんな支援というか、それを地域ぐるみでやっていただくことよってのそういう助成事業、そんなようなメニューもございまして、それについては各公民館組織あるいは駐在区単位で既に取り組んでおられる地域もございまして。これからのそういう物の考え方というか、体制の進め方にはなるかとは思っておりますけれども、少しその辺が、もちろん福祉サイドでもそういう取り組みもしておりますけれども、それがもう少し拡大的に解釈されると、それがイコールで自主防災組織につながっていくのだろうというふうには思っています。うちの町の先ほど来の質問の中にもありましたように自主防災組織の設立状況が余りよろしくないというか、低い状態、これは先般の新聞にも載っておりますけれども、世帯加入率で8.5%ということでございますので、まだまだ少ないのですけれども、近隣の町においては90何%、80何%というところもありますので、恐らくそういうところは公民館あるいは町内会単位で入っている中で、ちょうどうちでいうパートナーシップ事業のような取り組みから少しずつ拡大していっているのではないのかなというふうにも思っておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと、そのように思っております。

加納議長 再質問ございますか。10番、和田議員。

和田議員 これで最後にしたいと思います。今それぞれが被災に遭われた、今回3.11の関係で東日本の地域はどういうふうにして逃げたかというこ

とが大きな話題になっているわけですがけれども、これにはやっぱり日常的な訓練が必要であったということと、そのマニュアルがどうであったのかということが問われていました。それと同時に、その避難場所に対して移動する、この関係については余り語られていないわけですが、本町においても耐震化ということで全部整備をされまして、そしてここに行ってくださいということなわけですが、その行く手段として自治体が考えるべきなのか、それともそれぞれ個人が考えるべきなのか、私最終的には車を全部動かすということにはなりませんので、自治体がいろいろな形で指示すべきではないのかなというふうに考えるわけですが、どういうふうにお考えでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

今回の3.11もそうなのでありますけれども、何十mという津波に対応できるような防潮堤ができるかということになると、それは疑問で、やっぱり今後の対策としてはいかに避難をするための体制を訓練をされているかということでもありますから、現地で今回の3.11でもやっぱり訓練をしたところは比較的学校でも助かるということでもありますから、そういう面では訓練ということが極めて重要でありますから、そういう面では私どもも避難場所等の周知徹底については1回するのではなくて、何回となく定期的に周知をしていくという努力をしていくのと、それから実際に避難にあったときの避難の場所への移動の方法なのでありますけれども、災害の規模によっても違うのでありますけれども、基本的には住民移動については保健福祉課が私どもの防災計画の中では担当するという窓口になっているわけでもありますけれども、それとあわせて大きな被害の場合にはさっき言った地域防災組織だとか見守りネットワークのそういう支援を受けながらやるという体制をできるだけ早くつくっていきながら、地域の安心、安全が実感できる、そういう地域づくりを今後とも精力的に進めていきたいというふうに思います。

加納議長
和田議員
加納議長

よろしいですか。

はい。

以上で和田議員の質問を終了いたします。

ここで4時10分まで休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 4時10分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位8番、服部悦朗議員、地域交流サロンについて町長に質問を行います。7番、服部議員。

服部議員

大変お疲れのところ、最後の質問をさせていただきます。私は、地

域交流サロンについて町長にお伺いをいたします。

本町においても高齢化率が25%を超え、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が多くなり、生活の孤立化による活動力の低下は地域のつながりを弱くしています。そのような中、地域住民によるつながりづくりの場として社会福祉協議会の呼びかけによりふれあいサロンが全町的に開設され、地域住民の交流が図られ、大きな役割を果たしております。今後サロンを継続する上で、運営をボランティアが担っていることを考えるとき、支援が必要と思われれます。行政としてサロンをどのようにとらえられているのか、また支援についてどのように考えられているのかお伺いいたします。

加納議長
小林町長

答弁をお願いします。町長、登壇願います。

それでは、服部議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地域交流サロン、ふれあいいいききサロンは、町の社会福祉協議会の支援によって13地区の公民館ごとのサロンも含めて全体で16サロンが開設されているところであります。それぞれ各地区のボランティアなどの協力により、それぞれ特色ある充実した運営が行われているところであります。土幌町の地域交流サロンについては、十勝では飛び抜けて充実した取り組みという、そういう評価も言っているところであります。さらには全道的にもそれぞれ注目がされているところであります。ふれあいいいききサロンが高齢者にいろんな効果を与えるということでありまして、具体的には1点目としては人と触れ合う緊張感が適度な精神的刺激になるということ、2点目としてはサロンをきっかけとして新しい交流が広がるということ、3点目としてはサロンの中で役割ができて必要とされる喜びを味わうことができる、それから4点目としてはサロンに出かけることによって外出の機会がふえ、体を動かしたりという習慣ができるということ、それから5点目としては定期的に人と会うことで身だしなみ等にも気を配る等々、生活にメリハリができるという、こういう効果があるというふうに言われているところであり、介護予防であるとか、あるいはお年寄りの生活充足に大きな役割を果たしているものと認識をしているところであります。また、地域ということで見れば、交流の場を設けることで町民が地域に対しての関心を持ち、助け合いをはぐくむ地域づくりにつながるものということで期待をしているところであります。

次に、町の支援でありますけれども、社会福祉協議会に対して地域福祉実践事業のサロン推進事業として助成をしているものでありますけれども、平成24年度の予算では98万8,000円の助成を行うとともに、もう一つは地域包括支援センターの保健師がサロンボランティアにゲームや体操を紹介したり、あるいは利用者の健康相談に対応するなど、各サロンに年2回ぐらいの予定で派遣するなどの支援を行っている

加納議長 服部議員	<p>ころであります。今後においても本町における地域福祉活動の重点事業として、町としても社会福祉協議会や各サロンと連携をしながら、その充実を期してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>
	再質問があれば許します。7番、服部議員。
	<p>平成22年度の数字にはなるのですが、65歳以上の方が1,700人を超え、高齢化率が26.5%というふうに言われておりますし、75歳以上の方が1,000人を超えております。団塊の世代が後期高齢者に達する2025年に向かい、年々増加していくであろうというふうに考えられるのですが、高齢者福祉として平成24年度小規模多機能型居宅介護事業所が開所予定されるなど、要支援者に対する施設というのは極めて大事ではあるというふうには考えるのですが、自立し、自活できている高齢者に対してサロンというものが重要な役割を担っているというふうに考えられると思います。</p>
	<p>そこで、今ある町内の16のサロンが開設、運営されているわけですが、参加者数がどの程度か、大体でいいのですが、概数でつかんでいましたら教えていただきたいと思います。その数字に基づいて、どのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p>
加納議長 小林町長	町長。
	<p>サロンの参加状況については、保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきますと思います。</p>
加納議長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。
	保健福祉課長、大森より説明いたします。
	<p>私の手持ちの資料では、22年度のふれあいいいききサロン活動の中での13地区の公民館の延べ人数ですが、3,409人というふうになっております。</p>
	以上でございます。
加納議長 服部議員	7番、服部議員。
	<p>平均しますと、これどのぐらいになるかわかりますか。回数でいくと、要するに1回当たりというか、これを平均するとどの程度かということなのですが、その数字と実際に高齢者の数字とを見たときにどのようにその数字を見るかということなのですが、それを町長にお伺いしたいと思います。</p>
加納議長 小林町長	わかりましたか。町長。
	<p>数のほうは、後ほど課長のほうからお答えしますが、参加もそれぞれの地域によっては多く集まるということもありますし、例えば聞きますと上居辺の場合ですと80歳以上に制限をせざるを得ないという地域もありますし、なかなか呼びかけても集まっていけないという悩みもあるというふうに聞いているわけでもありますけれども、その地域の取り組みによっていろいろ違うのでありますけれども、</p>

毎年私も参加をさせていただいているのですけれども、ふれあいサロンサミットインということで今年も2月29日に開催をされたのですけれども、その中で関係者が参加をいただきながらいろんな意見交換をしながら改善をしていくということでもありますけれども、町としましてもそういう意見をよく伺いをさせていただきながら、今後それぞれの地域で課題を解決しながら充実していくように支援をさせていただきたいと思います。

あと、数字の関係については、課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健 大森より回答いたします。

福祉課長 年間に行っている回数が月2回のところもあれば、年5回のところもございます。それで、今3,409人を割りまして平均すると17.7人なのですが、平均数の最小が11名で、最大が39名という結果でございませう。

以上です。

加納議長 7番、服部議員。

服部議員 先日ふれあいサロンのサミットに私も参加させていただいた中で参加者数のことも言われていたのですが、もちろん元気でサロンでなくてほかのことをやられていて参加していないという方も多数おられると思いますので、一概にこれが多いとか少ないかというのは私もちょっと判断に困るところではあるのですが、そのことも踏まえてなのですが、サロンというのが集いの場だったり、生きがいつくり、仲間づくりの場というふうに言われているのですが、気軽に立ち寄れる場所ということであり、また自由であるということが前提になっているのですが、何でもできることは何をすればいいのかわからないことにもなるというふうにも言われています。発足して数年しかたっていないのですが、やはりマンネリ化という言葉も聞かれます。マンネリ化を防ごうとすると、担い手の人が負担が極めて重たくなりますので、そういうことを考えたり、また積極的に運営されているサロンの方も担い手の方の後継をどのように引き継いでいくかということも、これも問題になってきています。ボランティアとして参加する人数も少ないというお話も聞かれております。こういうことを考えますと、極めて続けていくためには課題が多いなというふうに思われるのですけれども、そのためにも人的支援などを含め町の支援が必要ではないかというふうに考えるのです。

そこで、先ほどの答弁の中にもあったのですが、サロン参加者の保健師による健診とか相談、各サロンで年1、2回程度行われているのですが、町政執行方針の中で町長は中高齢者の健康診断や予防医療などの健康づくりの推進は重要であるというふうに述べられておりま

す。そういう観点からしますと、住民の健康状態把握するという
ことを考えますと、人的な確保をして回数をふやすということも私は大事
なことではないかというふうに考えるのですが、そのことについてのお
考えをお聞かせください。

加納議長
小林町長

町長。

今服部議員が申されましたとおり、それぞれいろんな工夫もしながら
取り組んでいるのでありますけれども、今後の課題としていかに継
続をしていくのかということが極めて重要でありますけれども、そう
いう面では参加者にすればやっぱり言われたようにマンネリ化を防ぐ
ということもありますし、もう一つはお世話していただく方にすれば
余り負担になるとそれは続かないということでもありますから、そうい
う面では今後続けるというためには今服部議員がおっしゃったように
後継者も含めてより多くの方が参加をいただくという、そういうこと

をしていかなければならないということでもありますけれども、そのた
めに町としていろんな助言も含めて支援をしていきたいというふうに
思うところであります。

健康づくりということでもありますから、これは町としても重要なテ
ーマとして考えていくわけですが、それは健診だとかいろんな住民活
動ということで、ただサロンにおける保健師というのは必ずしも健康
診断の健康づくりの一環というより、少しサロンとしてのグレードア
ップをするというのですか、例えば私が直接お年寄りからお聞きして
いるのも、保健師が来てちょっと健康のことを聞いてくれたり、血圧
をはかってくれただけですがごく充実した感じになるということがあり
ますから、ただうちの保健師も定数の中でいろんな業務持っているか
ら、その中ではできる限りの支援をしていきたいと思っておりますけれども、
そういう位置づけで保健師を中心に今後とも支援のための工夫はして
いきたいと思っております。

加納議長
服部議員

7番、服部議員。

できるだけ、確かに財政的なこともあるのでしようけれども、人的
な確保というのは大事ではないかというふうに考えておりますので、
お願いだけをしておきたいと思っております。

それから、病院の先生方による出前講座などを積極的に対応してい
ただいております。大変業務等が忙しい中でやっていただいていると
いうことなのですが、直接先生からお話を聞くということは病院の理
解にもつながりますし、それからそれがさらに病院の利用にもつなが
っていくのではないかと考えております。日程だとか診療体制等の勤
務の影響が出ては困るのですが、できるだけそういった意味では先生
方にもサロンに積極的に顔を出していただけるようなこと、これはも
ちろんこちらからお願いをすれば、都合がつけば来ていただけるよう

な状況にはなっているわけですが、そういったことも含めて町長としても働きかけをお願いしておきたいと思えます。ですから、そういうことからそのほかの町だとか地域の問題等を学習すると言ったらあれでしょうけれども、そのようなメニューを、町で対応できる出前講座の内容を周知できたらいいなというふうに考えておりますので、いろんなメニューがあると思うのですが、それを対応する窓口を一本化していただいてわかりやすく、サロンのほうからお願いをすれば対応していただけるような体制をとっていただいて、聞いてみたいとか、見てみたい、やってみたいということも提供することがサロンへの参加者をふやすことになると思うのですが、そのことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、まず病院の先生方、今服部議員がおっしゃったとおり、やっぱり病院の先生がでてもらうことが町民の認識だとか、あるいは病院の利用ということで、先生方も大川院長を中心に積極的に出ていただくということでありまして、先般も中土幌に出ていただいて、それぞれ病院スタッフも、そういう面では病院と地域を近づけるということで今後とも取り組みをしていきたいと思うところであります。

それから、出前講座については、生涯学習の一環として教育委員会で担当しているのですけれども、町としてはサロンも含めて一応紹介するということにしたいと思えますけれども、具体的な出前講座の取り組みについては教育委員会のほうからお答えをさせていただきたい。

加納議長
神野
教育長

教育長。

生涯学習における出前講座のメニューにつきましては、いろいろ年度当初の総合情報誌に紹介しておりますので、その中から選んでいただいて要請をしていただくということをしていただければ対応していけるというふうに思っています。さらに、人材バンクの登録もありますので、人材の派遣の要請があれば、そういったことも対応していけるというふうに考えています。

加納議長
服部議員

よろしいですか。7番、服部議員。

これは、窓口としては委員会ですべて対応していただけるということですね。はい、よくわかりました。

それでは、ふれあいサロンで今、次に公民館とか集会所が主に会場になっていると思うのですが、今年度から手すりなどの公民館などへの設置などバリアフリーの対策を進められていますけれども、どの程度まで進められているのかお聞かせいただきたいと思えます。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、今言われたように、バリアも含めて、お年寄りの皆さんが使っていただくように、会場というのですか、会場を改修をしてい

くということも必要なことなのでありますけれども、当面平成24年度予算では玄関に手すりをつけるということを全会場に、ないところについては全会場にそういう配置をしていくように予算配置をしたところであります。

加納議長 7番、服部議員。

服部議員 確認でお聞きしますけれども、今年度まではどのような内容的なものをされたのかはわかりますでしょうか。手すりだとか何か多少つけられているというか、幾らかやっていますよね。全く対応していなかったかな。

加納議長 町長。

小林町長 今までも例えば南町公民館であると、少し厨房部分を広くしてその人数に対応できるという施設等々、その年の年度予算で公民館等の改修をやってきたのですけれども、平成24年度は手すりを中心ということでもありますけれども、それについては教育費の予算で組んでいますので、教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

加納議長 教育課長。

柳 谷 教育課長、柳谷からお答えいたします。

教育課長 明年度の予算で、公民館としてうちが管轄していない例えば北中とか中町公民館とか、そういう部分は外しまして、うちが管轄している部分については予算化してございます。23年度については、手すりについては対応はしてございません。あくまでも24年度に対応するというので進めております。

加納議長 ちょっと休憩します。

午後 4時31分 休憩

午後 4時32分 再開

加納議長 それでは、再開いたします。

服部議員 7番、服部議員。

今24年度でいろいろと対応を考えられているようですけれども、手すりもそうですし、場所によってはスロープなども検討していただきたいなというふうに述べておきたいと思いません。

それで、そういったもので今度サロンの中でのいろんな備品というか、いろんな必要なものが出てくるのですが、例えば公民館の備品について考え方をちょっと基本的なことを確認させていただきたいのですが、地域で負担するもの、それから町で用意、調達してもらえるものというような形の中である程度の何かありますよね、分けたいものがありますけれども、これについてちょっと教えていただきたいと思いません。

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 基本的には、サロンの会場というのは各地区の公民館を使っているのですが、公民館の備品等も含めてですけれども、そういう管理運営については教育委員会が担当していますので、教育委員会のほうからお答えさせていただきたいと思います。 (何事か言う者あり)</p>
<p>加納議長 柳 谷 教育課長</p>	<p>教育課長。 教育課長、柳谷からお答えいたします。 特に公民館の備品に関しては、ここからここまでが利用者、地区の方、それからあとここからここまでは例えば教育委員会なら教育委員会というような決めはございません。ただ、一般的に常識的に考えて例えばストーブだとかそういうような形のものというのは当然、例えば畳とかそういうものは教育委員会が当然整備させていただくというようにございます。中には住民の方々がみずから用意したのもございますので、この中でうちのほうでそれについて決めをしておりますので、それはその都度、その都度の話し合いの中で決まってくるものではないかなと考えております。 以上でございます。</p>
<p>加納議長 服部議員</p>	<p>服部議員、なるだけ町長に聞くようお願いいたします。 それでは、町長にお伺いいたします。 今聞こうとしたのはあれですけれども、ボランティアで今現在運営しております。継続するためには、財政的な支援も必要であろうというふうに考えておりますので、そこでパートナーシップ推進交付金や、それからまちづくり協働推進事業助成金などがあるのですが、これの活用の拡大と財政上の継続的な支援を考えることができないかお伺いしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 基本的にサロンの運営というのはやっぱり地域で、ボランティア的な地域で運営をしていただくという基本的なことでありますけれども、ただそれを運営するためにいろんな課題もあるわけでありまして、財政的な支援も含めて町としては、私どもも地域福祉の主要な重点事業というふうに考えていますので、今後ともいろんなサミット等の中でも意見を伺いながらできる限り支援をしていくように努力をしてまいりたいと思います。</p>
<p>加納議長 服部議員</p>	<p>7番、服部議員。 いろいろと対応していただくことが継続していく一番のあれになると思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。本来参加してもらいたいというか、参加していただきたい結局体力の低下されている方だとか、健康状態が余りよくなく外出などがしづらい行動範囲が限られた人たちとか、ひとり暮らしの人たちというのは、そういう人</p>

たちにできるだけ参加していただきたいというのが本当はあるのですが、そのためには送迎という問題も出てくるのですが、このことについては話だけにとどめておきますが、参加者もやはり送迎の希望もありますし、担い手やボランティアの方もどちらも送迎の必要性は認識しているのですが、実際にボランティアの方にしてみれば何かあったらという不安のことも確かにあるみたいです。そういうことを考えますと、これは対応に大変苦慮するところかなというふうに、実際に社協の車を利用して送迎をしているサロンも幾つかあるということがありますので、できないわけではないのですが、そういうこともちょっと町長の頭に入れておいていただきたいなというふうに思っておりますし、地域に住んでいる人が把握できて情報交流の場となって常に顔を合わせることなどで地域が元気になる、そういうことで地域のつながりが強くなって今問題になっております地域の防災力ということを高めていくのではないかなというふうに思っておりますので、サロンにとって今が継続していく上で極めて重要な時期かなというふうに思っておりますので、地域に定着し、サロンの役割が果たされるように支援を望みたいと思いますし、最後にサロンの充実について町のかかわりについてお考えをいま一度お聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

加納議長 答弁をお願いします。町長。

小林町長 先ほど申し上げたとおりでありますけれども、サロンというのは先ほど言ったように町としては福祉事業の中で重点ということでありまして、先ほど服部議員が言われたように、日ごろ出ない方、例えばパークゴルフだとか文化活動だとかと常日ごろから出ている人はそうサロンということではなくていいのだろーと思っておりますが、むしろその人たちは世話役に回ってもらったほうがいいのだと思っておりますけれども、やっぱりなかなか外に出ないという、そういう人たちをできる限り出すという、参加してもらおうという努力をしてもらうために、そのためには足も含めていろんな努力もしなければならぬのですけれども、基本的には地域の中でいろんなことを取り組んでいただいて、それを町として支援をしていくということで長くサロンが継続できるように私どもも最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長 以上で一般質問を終わります。

本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 4時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員